

（仮称）春日井市地域共生プラン 2025

第5次春日井市地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画

＜中間案＞

令和6年9月

春日井市

社会福祉法人 春日井市社会福祉協議会

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
(1) 人・地域・社会を取り巻く環境の変化	1
(2) 制度福祉と地域福祉との協働	1
(3) 地域共生社会の実現に向けた取り組み	1
(4) 重層的な支援体制の構築	2
(5) 地域共生プラン改定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
(1) 計画の位置づけ	3
(2) 関連計画との関係	3
3 計画の期間	4
第2章 数値でみる春日井市の現状	5
1 人口の状況	5
2 高齢者の状況	6
3 障がい者の状況	8
4 こどもに関する状況	9
5 生活保護に関する状況	10
6 犯罪、再犯の状況	10
7 町内会・子ども会の状況	11
第3章 計画の基本的な考え方	12
1 計画の理念	12
2 基本目標	13
3 計画の体系	13
4 施策を関連づける人材や会議の機能	14
5 地域福祉を担う推進機関・活動主体	15
6 地域の捉え方	17
(1) 地域福祉の圏域の考え方	17
(2) 日常生活圏域	17
7 各圏域の状況	18
第4章 施策の展開	19
施策1 住民主体活動の取り組みの強化	20
施策2 地区社協・ボランティア活動の支援	26
施策3 地域の支え合いネットワークの推進	38
施策4 多様な社会参加の促進と居場所づくり	42
施策5 当事者参加と相互理解の促進	47
施策6 包括的な相談支援体制の強化	51
施策7 総合的な権利擁護支援の推進	58
施策8 地域共生社会の実現に向けた福祉政策の総合的な推進	62
第5章 計画の推進	65
1 計画の推進体制	65

第1章 計画の策定にあたって

1 | 計画策定の趣旨と背景

(1) 人・地域・社会を取り巻く環境の変化

近年、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、生活様式や価値観の多様化、さらに職場や隣近所の人と人、地域のつながりの希薄化など、暮らしの基盤である地域を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした社会状況を背景に、8050問題やダブルケア、虐待や社会的孤立、差別や排除、生活困窮、こどもの貧困、ヤングケアラーなど従来の福祉制度では十分に対応できない複雑・複合化した地域生活課題が顕在化しており、地域住民と専門職、行政が協働できる基盤づくりが求められています。

(2) 制度福祉と地域福祉との協働

制度福祉とは、法律や制度による社会福祉（介護保険、障がい福祉、児童福祉、生活保護など）であり、対象者別の福祉サービスや相談支援の実施体制を意味しています。地域福祉とは、地域による社会福祉であり、地域住民や地域の各種団体、ボランティア、事業者などが、制度以外の自発的で開発的な地域活動を意味しています。

人や地域、社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、制度の狭間や制度を超えた地域生活課題に対応するためには、制度福祉間の連携と、制度福祉と地域福祉との協働を推進する体制整備が重要です。

(3) 地域共生社会の実現に向けた取組み

国は、2018（平成30）年に社会福祉法（昭和26年法律第45号）を改正し、地域福祉の推進は、市民一人ひとりがつながり、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざして行われなければならないとしています。

地域共生社会とは？

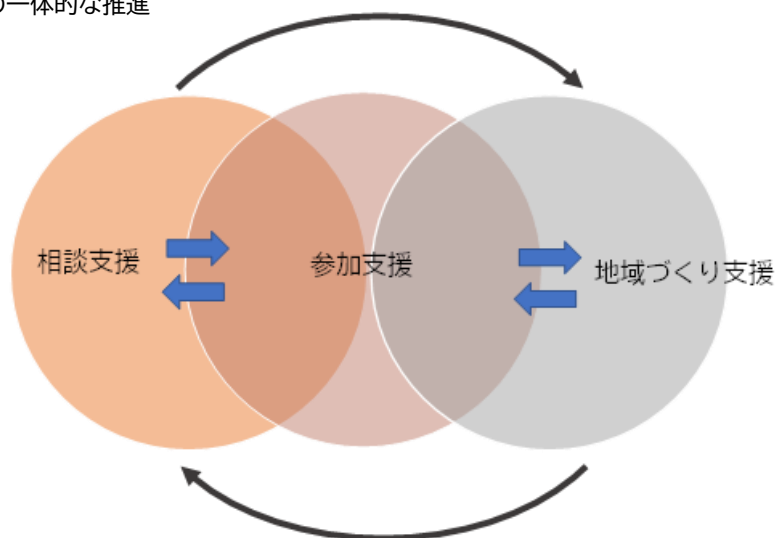
社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしといきがい、地域をともに創っていく社会

春日井市（以下「本市」という。）と春日井市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）は、2020（令和2）年3月に「春日井市地域共生プラン（第4次春日井市地域福祉計画・地域福祉活動計画）」（以下「第4次計画」という。）を策定し、地域共生社会の実現に向け、住民主体の地域づくりの取組みを推進し、包括的な支援体制の整備に取り組んできました。

（４）重層的な支援体制の構築

地域共生社会の実現に向け、2021（令和3）年の社会福祉法の改正では、相談支援、参加支援、地域づくり支援の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。多様化・複雑化する福祉課題について、既存の相談支援体制を分野横断的に連携し、ともに支え合う地域を育み、すべての市民の安心と社会参加、つながりやいきがいを持てる包括的な支援体制を構築することが重要となっています。本市においても、2022（令和4）年度から地域福祉包括化推進員を配置し、地域を基盤とした重層的な支援体制の構築に取り組んでいます。

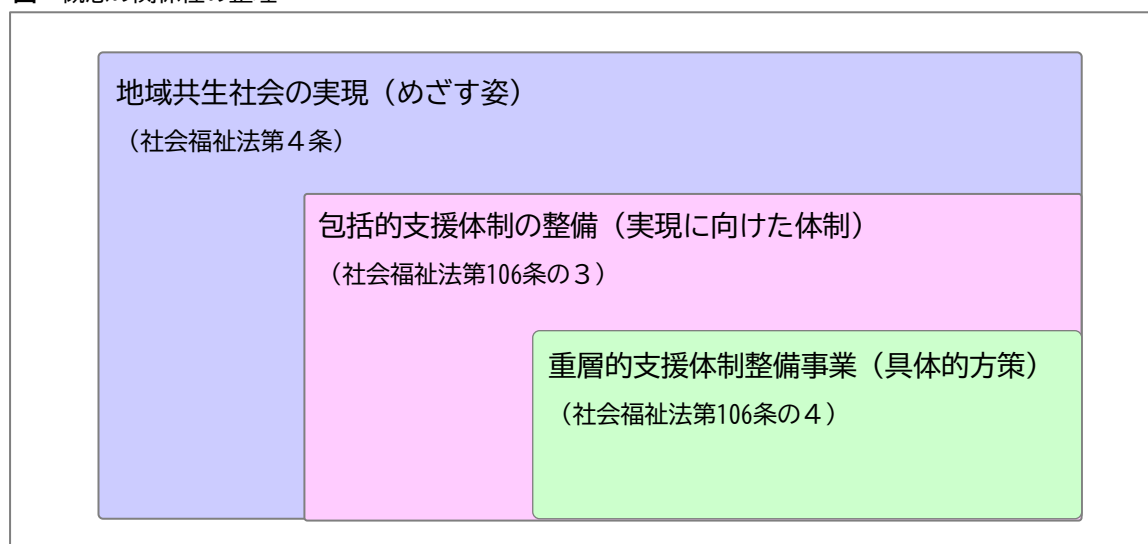
図 3つの支援の一体的な推進



（５）地域共生プラン改定の趣旨

こうしたことから、2024（令和6）年度に第4次計画の計画期間が終了することに伴い、地域社会を取り巻く変化や、多様化・複雑化する福祉課題に対応し、多様な主体が参画する地域福祉の推進を図るため、「春日井市地域共生プラン 2025（第5次春日井市地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画）」（以下「本計画」という。）を策定します。

図 概念の関係性の整理



2 | 計画の位置づけ

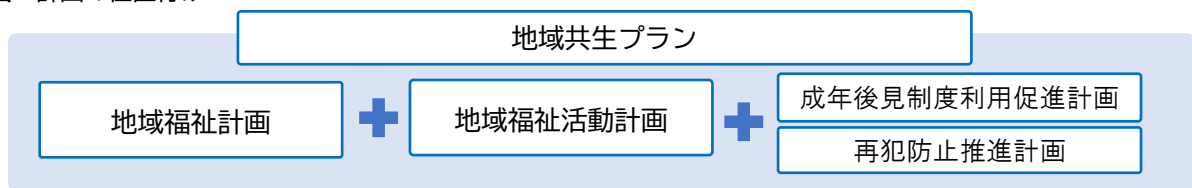
(1) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として位置づけます。

また、市と市社会福祉協議会がさらなる緊密な連携を図り、両輪となって地域福祉を推進するため、市社会福祉協議会が策定する地域住民等の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

あわせて、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」と再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含します。

図 計画の位置付け

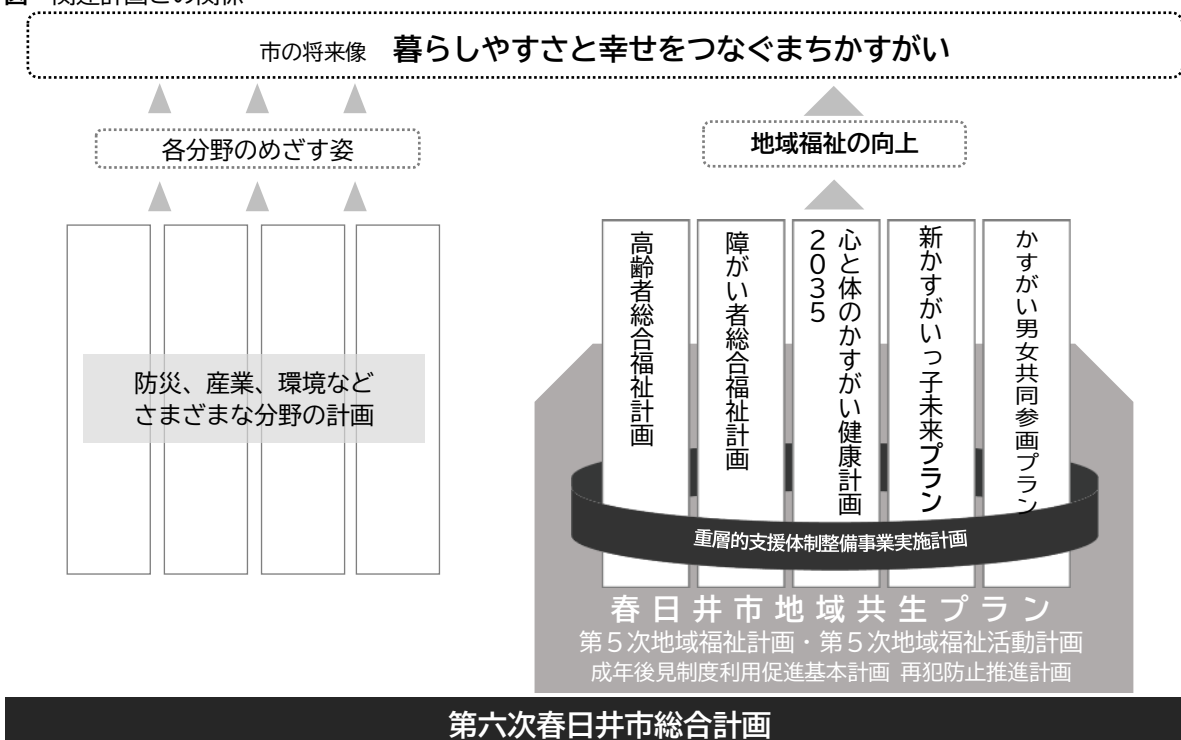


(2) 関連計画との関係

本計画は、「第六次春日井市総合計画」に基づき、本市の地域福祉を推進する指針となる計画です。

高齢者、障がいのある人、児童、生活困窮などの福祉に関して共通して取り組むべき事項を定める基盤となる計画で、福祉のみならず、医療、保健、教育、防災、住まい、雇用、防犯など市民生活全般の各分野との整合性や連携を意識したものとします。また、本計画と理念を共有する重層的支援体制整備事業実施計画（以下、重層実施計画）を別に策定し、毎年評価活動に取り組み、見直しを行います。

図 関連計画との関係



3 | 計画の期間

本計画の期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や地域福祉政策の動向などを踏まえて必要に応じて見直しを行います。

また、地域共生社会の実現に向け、介護保険や障がい福祉サービスなどの制度福祉に関する施策と地域福祉施策を融合し、その実現への推進力を強化するため、2027（令和9）年度に本計画と高齢者総合福祉計画、障がい者総合福祉計画の統合を予定しています。

表 計画の期間

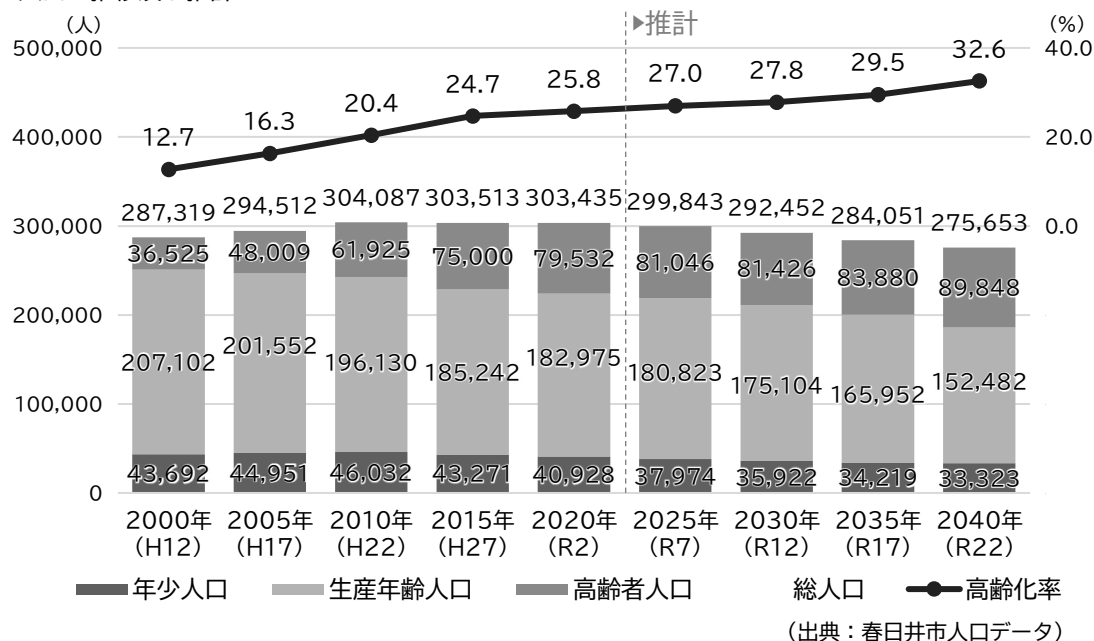
計画名	年度	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)
春日井市総合計画		第六次（2023-2027）			次期計画	
春日井市地域共生プラン		第5次（2025-2029）				
春日井市高齢者総合福祉計画		第9次（2024-2026）		統合を予定		
春日井市障がい者総合福祉計画		第6次（2024-2026）		第7次		
心と体のかすがい健康計画 2035		2024-2035				
新かすがいっ子未来プラン		2025-2029				
かすがい男女共同参画プラン		第3次（2022-2026）		次期計画		
〔愛知県〕あいち福祉医療保健ビジョン 2026		2021-2026		次期計画		

第2章 数値でみる春日井市の現状

1 | 人口の状況

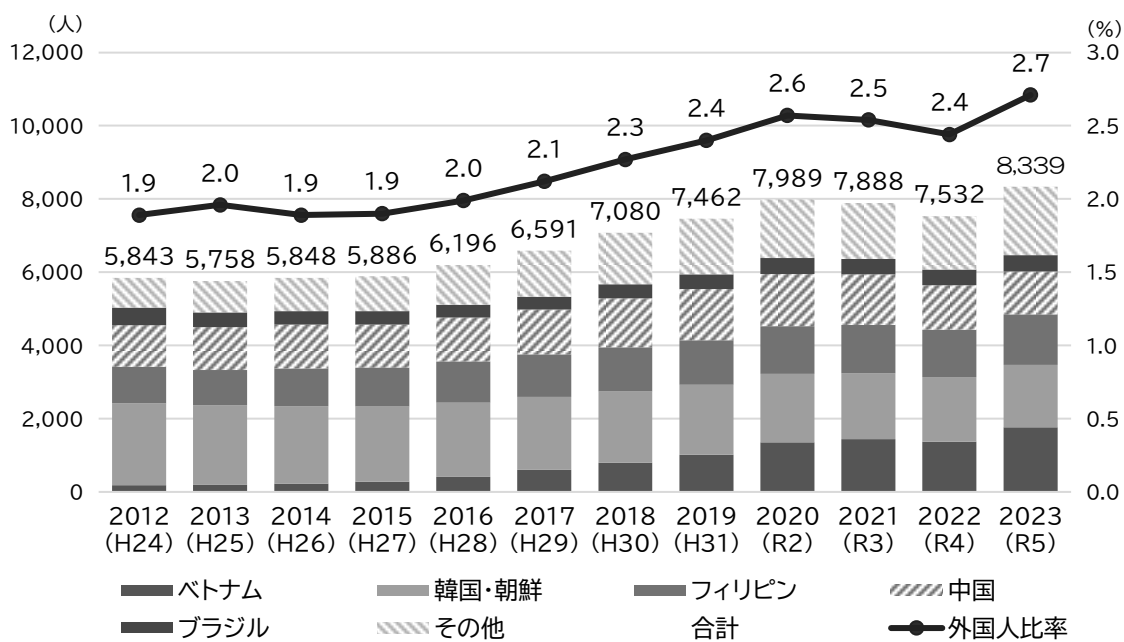
人口は、2010（平成22）年以降減少が続いており、2020（令和2）年の総人口は303,435人、全人口に対する65歳以上の割合（高齢化率）は25.8%となっています。

図 人口の推移及び推計



また、外国人比率が上昇しており、2015（平成27）年からの約10年間で3,000人程度増加しています。

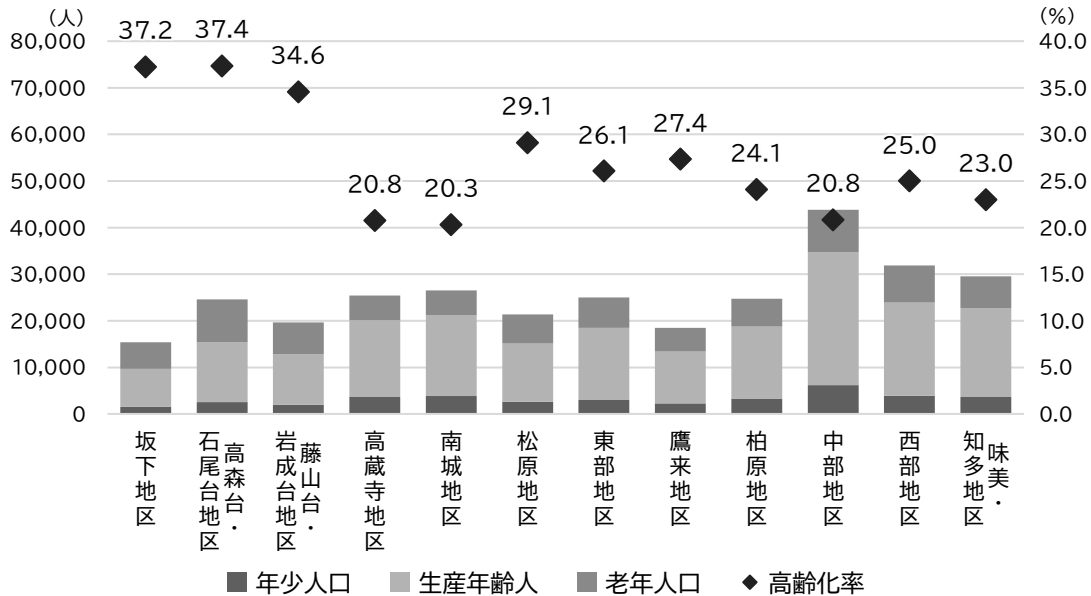
図 外国人住民人口と外国人比率の推移



2 | 高齢者の状況

日常生活圏域ごとの高齢化率は、高森台・石尾台地区が37.4%と最も高く、南城地区が20.3%と最も低くなっています。

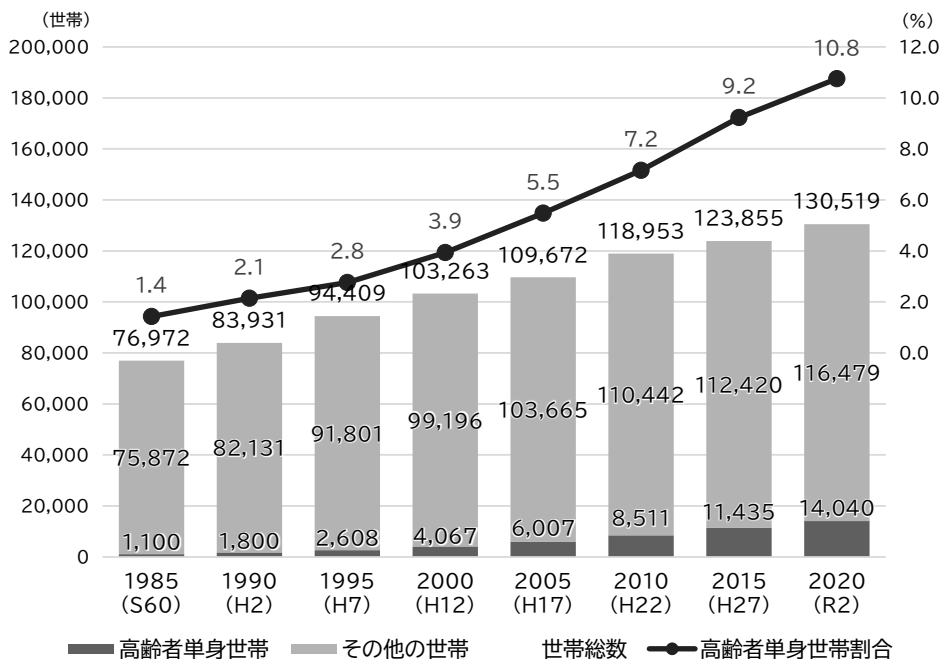
図 日常生活圏域ごとの高齢化率（令和6年4月1日現在）



（出典：春日井市人口データ）

高齢者単身世帯数は増加し続けており、2020（令和2）年には14,040世帯、総世帯数に占める割合は10.8%となっています。

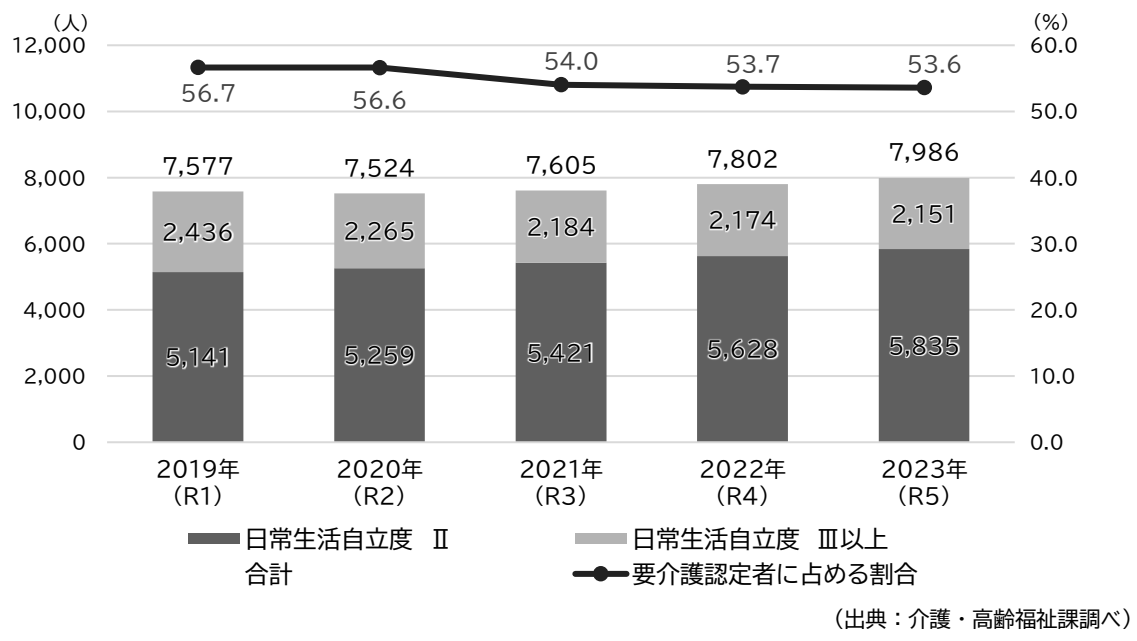
図 高齢者単身世帯数の推移



（出典：国勢調査）

認知症高齢者数は、2020（令和2年）以降増加し続けており、2023（令和5年）には 7,986 人となっています。要介護認定者に占める割合は 50%台で推移しています。

図 認知症高齢者数の推移



また、要介護等認定データから、「障がい高齢者の日常生活自立度」と「認知症高齢者の日常生活自立度」の判定基準を基に要介護等認定者における日常生活自立度の状況を分析すると、「虚弱」に該当する人は要介護等認定者の 38.6%、「動ける認知症」は 34.4%、「寝たきり」は 8.1%、「動けない認知症」は 19.0%となっています。

表 状態像4区分別要介護等認定者の状況

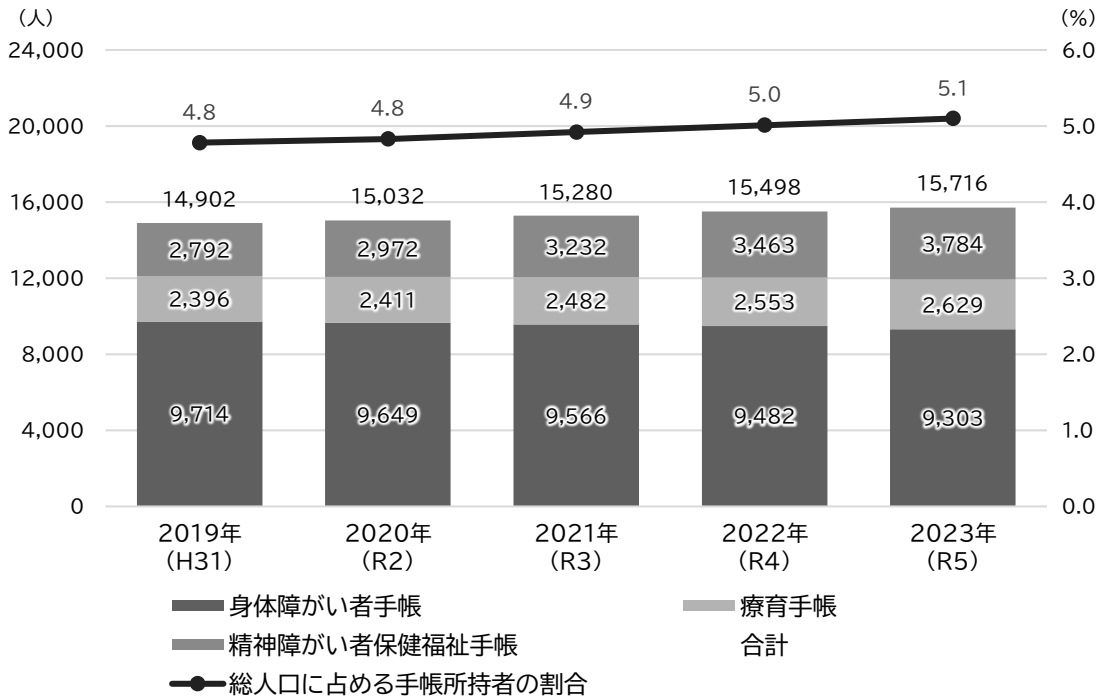
区 分		認知症高齢者の日常生活自立度							
		自立	I	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb	Ⅳ	M
障がい高齢者の日常生活自立度	自立	虚 弱 5,825 人 (38.6%)		4,399 人 (29.1%)	動ける認知症 5,197 人 (34.4%)				
	J1								
	J2								
	A1								
	A2								
	B1	寝たきり 1,217 人 (8.1%)	1,525 人 (10.1%)	動けない認知症 2,869 人 (19.0%)					
	B2								
	C1								
	C2								
			1,344人 (8.9%)						

(出典：介護・高齢福祉課調べ)

3 | 障がい者の状況

障がい者手帳所持者数は年々増加傾向にあり、総人口に占める手帳所持者の割合も増加傾向にあります。種別ごとに比較すると、身体障がい者手帳所持者数は減少傾向にありますが、療育手帳所持者数と精神障がい者保健福祉手帳所持者数はそれぞれ増加傾向となっています。

図 障がい手帳所持者数の推移

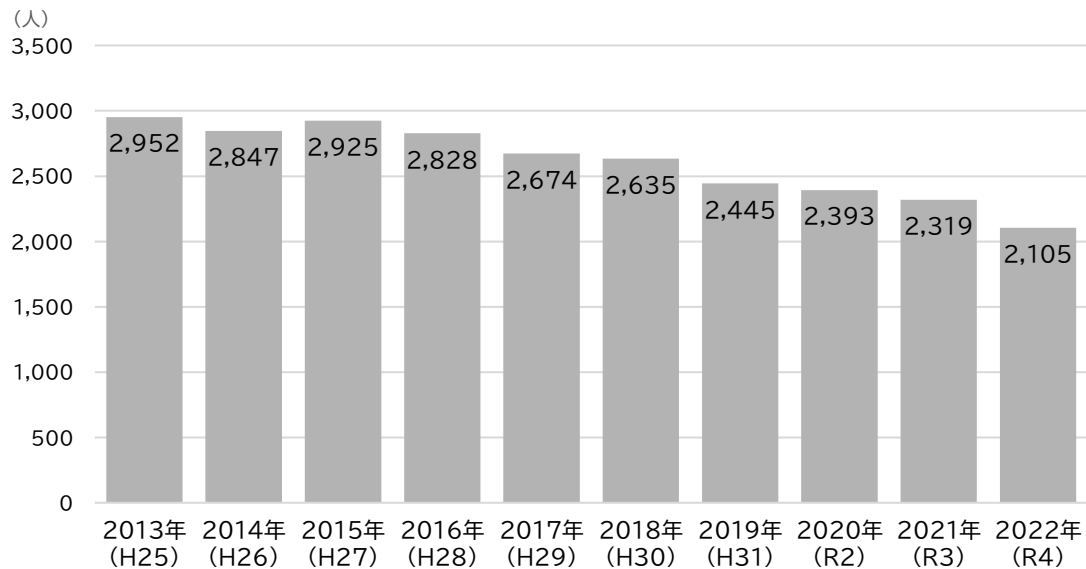


(出典：障がい福祉課調べ)

4 | こどもに関する状況

2022（令和4）年の出生数は、2,105 人となっており、過去 10 年は減少傾向にあります。

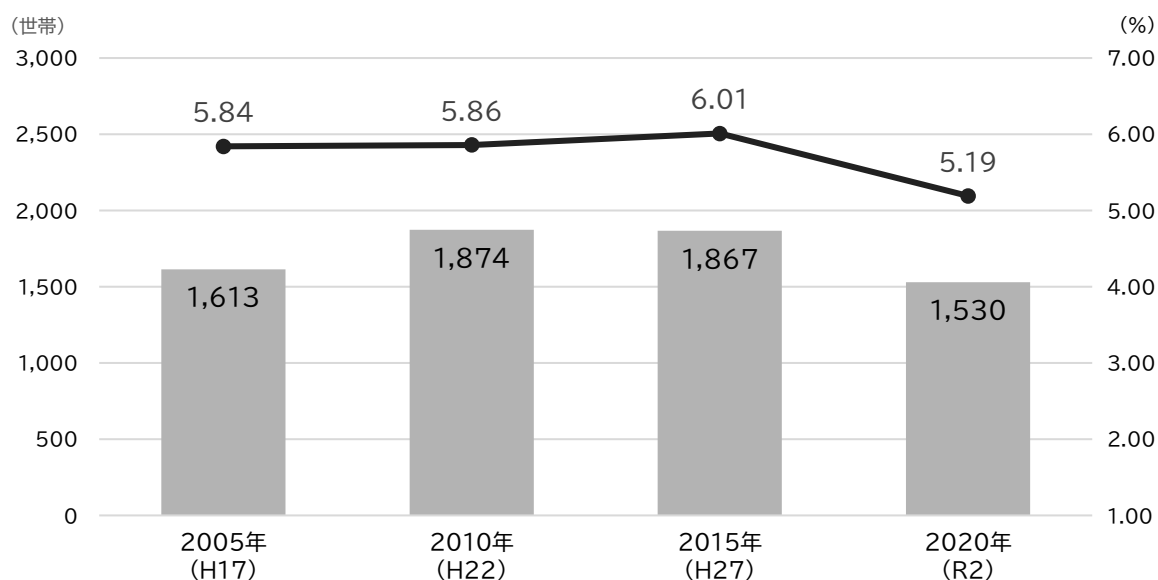
図 出生数の推移



（出典：子育て推進課調べ）

ひとり親世帯数の一般世帯数に対する割合は、2015（平成 27）年まで増加傾向にありましたが、2020（令和 2）年にかけて減少しています。

図 18 歳未満世帯員のいるひとり親世帯数及び割合の推移

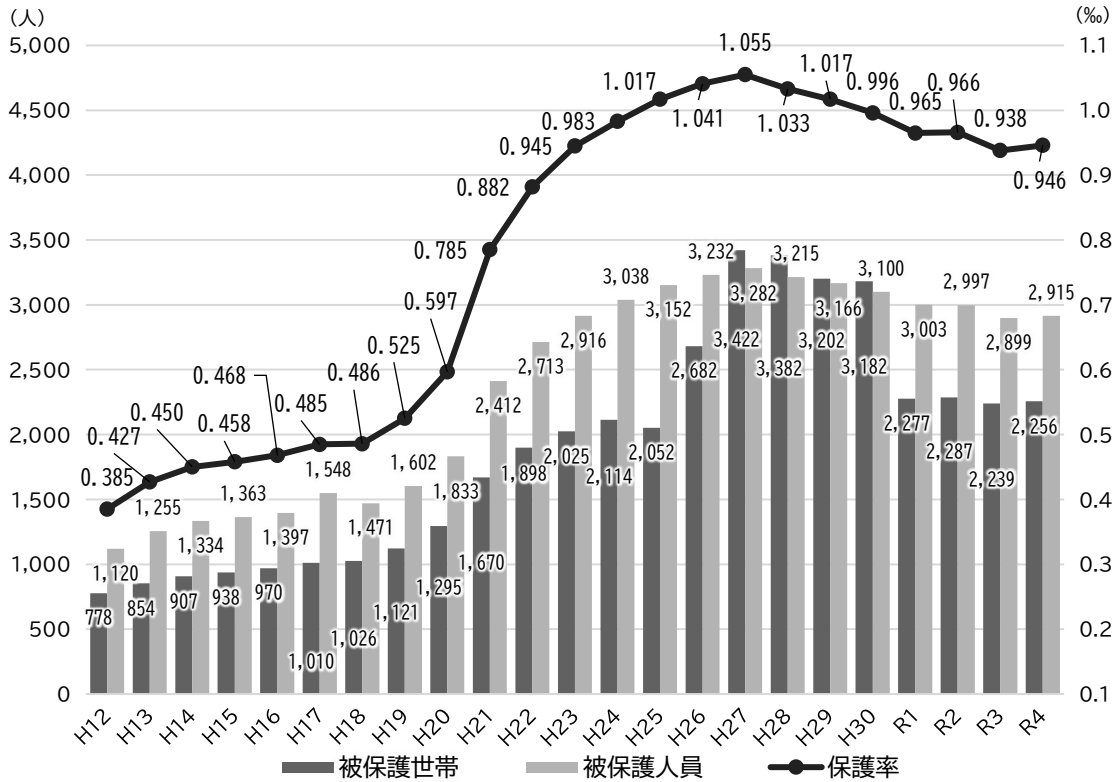


（出典：子育て推進課調べ）

5 | 生活保護に関する状況

被保護世帯数、被保護人員及び全人口に対する被保護者の割合（保護率）は、2008（平成 20）年前後から急激に増加し、2015（平成 27）年をピークに減少傾向にあります。

図 生活保護世帯・人員数及び保護率の推移

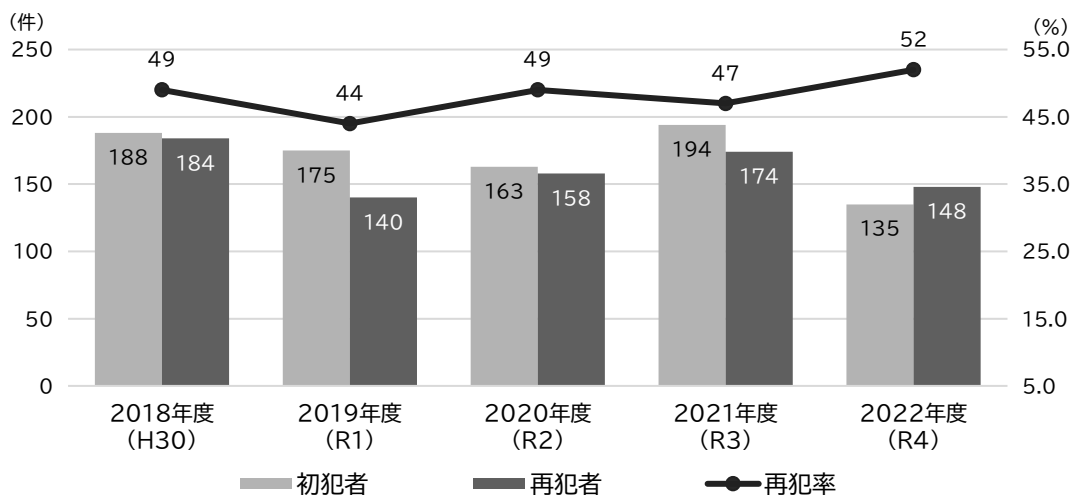


（出典：生活支援課調べ）

6 | 犯罪、再犯の状況

市内の2022（令和4）年の犯罪検挙人数は、前年に比べて85人減少しているものの、再犯者率は5%上昇しており、半数以上が再犯者となっています。

図 犯罪件数及び再犯率の推移

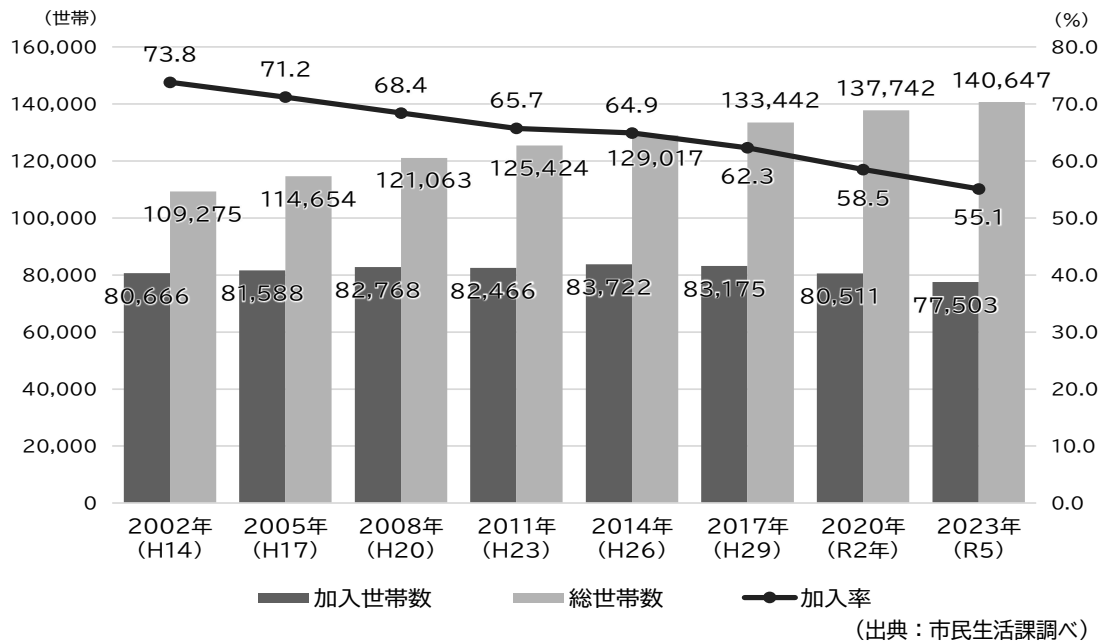


（出典：法務省）

7 | 町内会・子ども会の状況

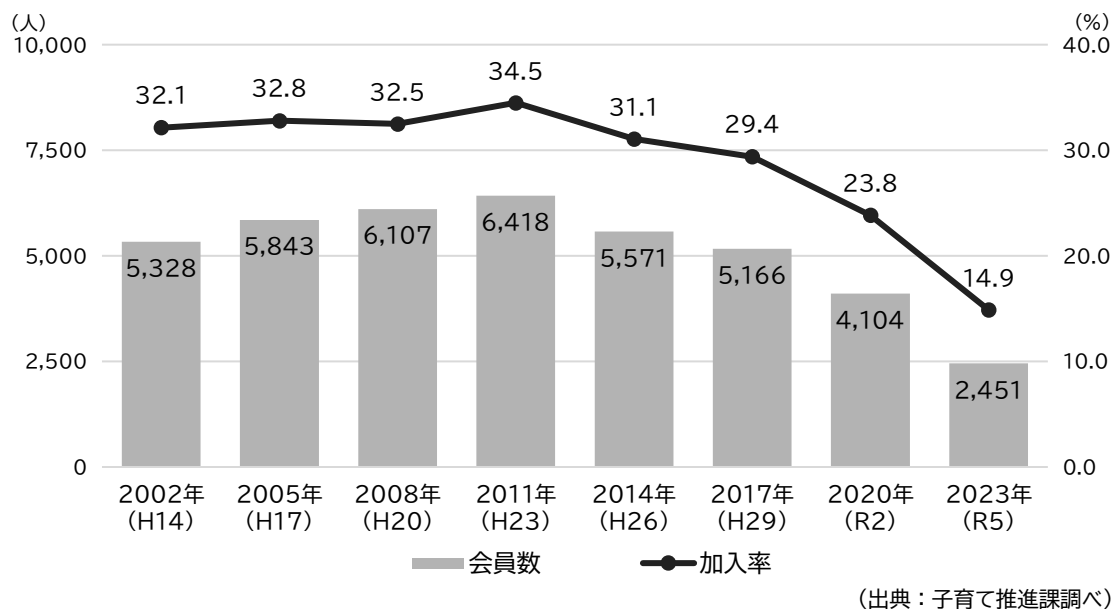
総世帯数は増加し続けている一方で、町内会加入世帯数は近年減少しており、2023（令和5）年は77,503世帯となっています。町内会加入率は、2023（令和5）年には55.1%となっています。

図 町内会加入世帯数及び加入率の推移



子ども会の加入率は、2011（平成23）年以降減少を続けており、2023（令和5年）の加入率は、14.9%で2002（平成14）年と比べて17.2ポイント減少しています。

図 子ども会会員数の推移



第3章 計画の基本的な考え方

1 | 計画の理念



基本理念

2 | 基本目標

● 基本目標1 支え、支えられる人と地域を育む

地域住民が、お互いを気に掛け合い、ともに支え合う地域を育むため、地域を基盤とした住民主体の活動や交流、見守り、助け合いの推進、相互理解の促進を図ります。

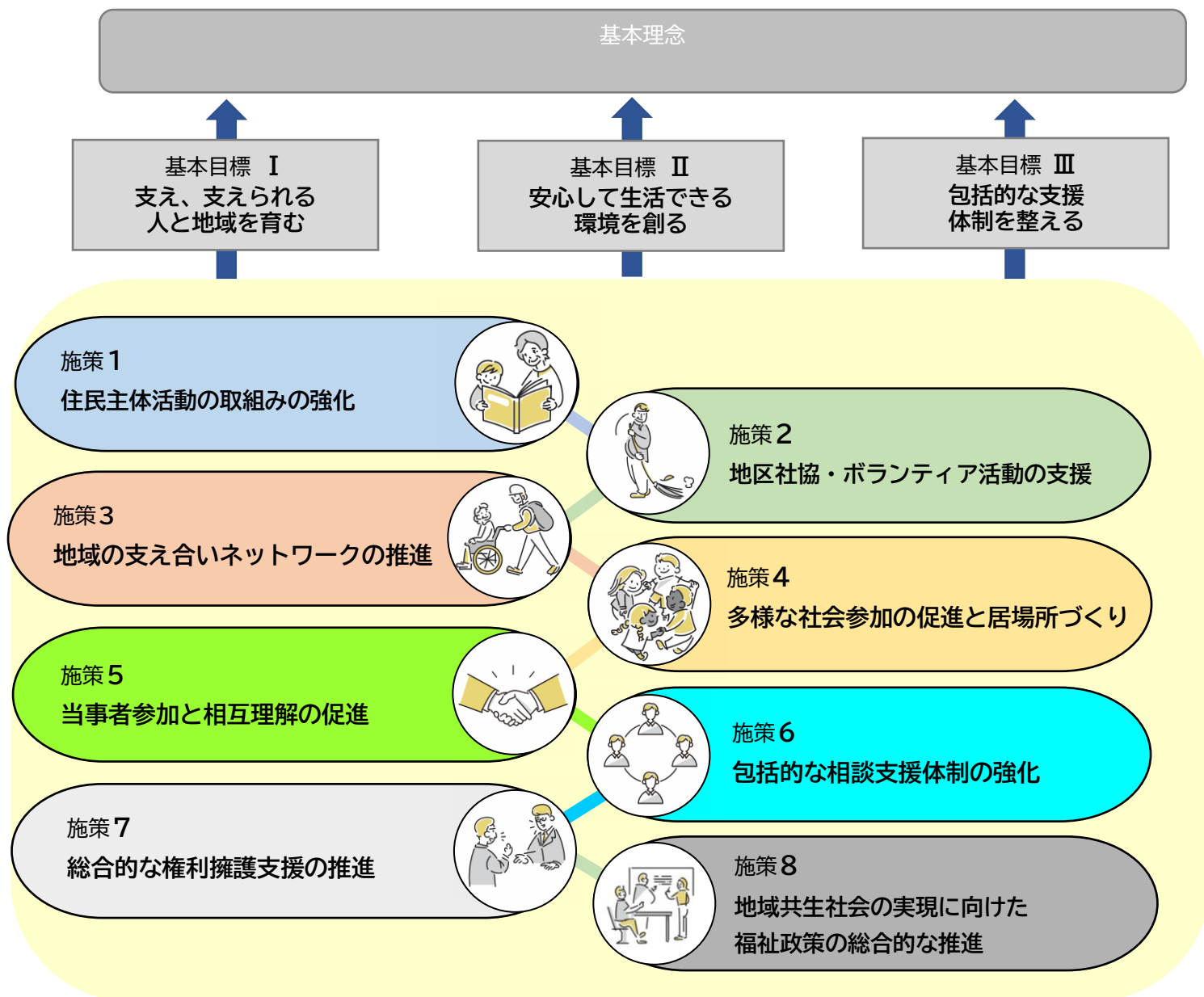
● 基本目標2 安心して生活できる環境を創る

あらゆる人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、地域での見守り体制の強化や孤独・孤立の防止、災害時の避難支援等に取り組みます。

● 基本目標3 包括的な支援の体制を整える

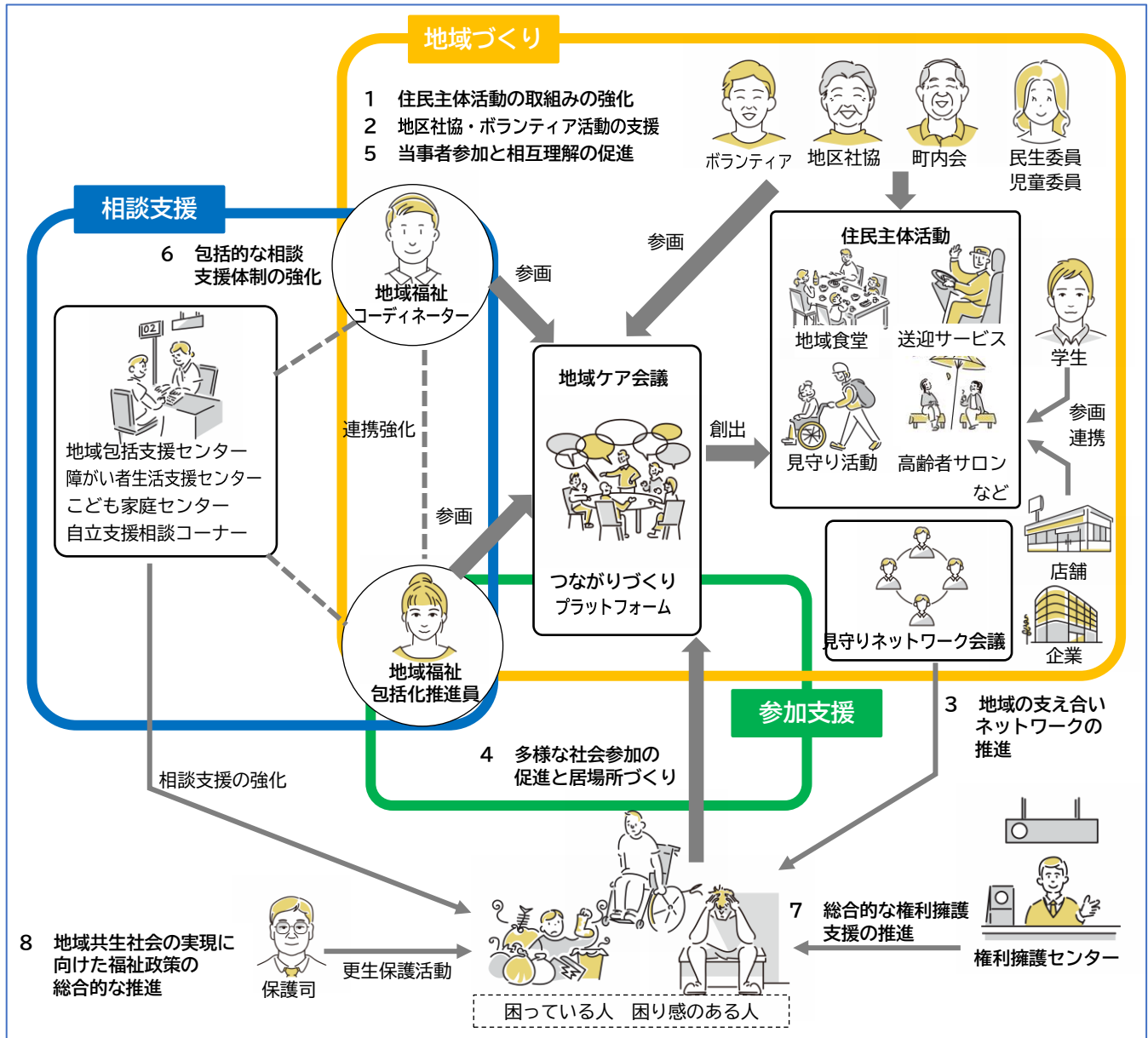
生きづらさや困りごとを抱えた人が自分らしく暮らすことのできるようにするために、相談支援機関の連携や住民と専門職との協働など、包括的な支援体制の強化に取り組みます。

3 | 計画の体系



4 | 施策を関連づける人材や会議の機能

相談支援や参加支援、地域づくりの一体的な推進体制と本計画の各施策の関連性は、次のとおりです。



地域福祉コーディネーター

8人

地域ケア会議などの地域プラットフォームに参画し、地域ニーズの把握や地域のネットワークづくり、地域資源の開発、取組みとのマッチングなどにより、地域づくりを行います。

地域福祉包括化推進員

3人

複雑化・複合化した生活課題や制度の狭間の問題に対し、多機関協働によるチーム支援や地域福祉コーディネーターと連携した社会参加の取組み、プラットフォームへの参画等による地域づくりに向けた支援を一体的に行う体制整備に取り組んでいます。

地域ケア会議

地域福祉コーディネーターや地域の担い手等が集まり、一人の困りごとから見出された地域の生活課題を共有し、住民が主体的に課題解決するしくみづくりをする場です。

つながりづくりプラットフォーム

孤独孤立を課題とし、地域の事業者や担い手が集まり、ネットワークを通じた課題解決や新たな価値の創出に向けた検討の場です。

5 | 地域福祉を担う推進機関・活動主体

地域には、各施策を推進する役割を持つ担い手が多く活動しています。

地域包括支援センター

12か所 + 1か所
【基幹型】

地域の高齢の人の心身の健康保持や生活の安定のために、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等の専門職が協力して総合的な相談支援を行います。

障がい者生活支援センター

4か所 + 1か所
【基幹】

障がいのある人に対する在宅福祉サービス利用援助、社会資源の活用など日常・社会生活について、総合的な相談や情報提供を行います。

こども家庭センター

1か所

妊産婦や乳幼児の保護者の相談に対応する「子育て世代包括支援センター」と様々な心配ごとを抱えたこどもやその家庭の相談に対応する「こども家庭総合支援拠点」を統合した窓口として、令和6年4月に設置されました。

自立支援相談コーナー

1か所

経済的に困窮するおそれがあり、生活や仕事などで困っている人に対し、専門の支援員が自立に向けた相談支援や家計改善支援、住居確保給付金の支給などを行っています。

高齢者・障がい者権利擁護センター

1か所

認知症や障がいなどにより自分で十分な判断をできない人の権利や財産を守るため、成年後見制度に関する相談・利用支援、制度の啓発、市民後見人の育成などを行っています。令和2年度に中核機関に位置づけられました。

保護司

62人

犯罪や非行をした人に対して、社会の中で立ち直りに向けた指導や支援を行うことにより、再犯を防ぎ、社会復帰と自立を助けるため、更生保護活動を推進しています。

民生委員・児童委員

366人

地域を見守る身近な支え手であり、行政や専門機関との「つなぎ役」です。医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなど、さまざまな相談に応じ、専門機関の紹介、必要なサービスの紹介や連絡などの役割も担っています。

住民主体活動団体

108団体

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるようにするため、地域住民が主体となり自主活動として行う見守り支援、生活援助等（訪問型サービス）や、体操、運動、趣味活動、交流、茶話会等のサロン（通所型サービス）の活動を行っています。

地区社会福祉協議会

46団体

「自分たちの地域を良くするには、まず自分たち自身で取り組もう」という住民意識のもとに組織された地域福祉活動の推進母体です。現在、46団体が市内で活動を行っており、三世代交流会や友愛訪問、見守り活動など、様々な活動を行っています。

区・町内会・自治会

554団体

同じ地域に暮らす縁によって組織され、自分たちの力で住みよいまちづくりをするため活動している団体です。今後の持続可能な町内会活動に向け、町内会役員等が検討し、「町内会活動支援のあり方」を作成し、町内会のめざすべき目標と具体的な取組みを設定しました。

保健師

52人

(市の職員)

地域住民の健康を支えるために、母子、成人、高齢者等に対して保健指導や健康管理、相談など、健康づくりに関する幅広いサポートを行います。

また、支援の中で、地域住民の生活課題や地域特性の把握などを行い、地域づくりを行う上での橋渡しの役割を担っています。

地域住民

306,423人

地域で生活し、様々な地域活動に参画することができます。隣近所や知人等と関わりを持つ場合が多く、コミュニティの一員として、地域のつながり強化の大きな役割を担います。

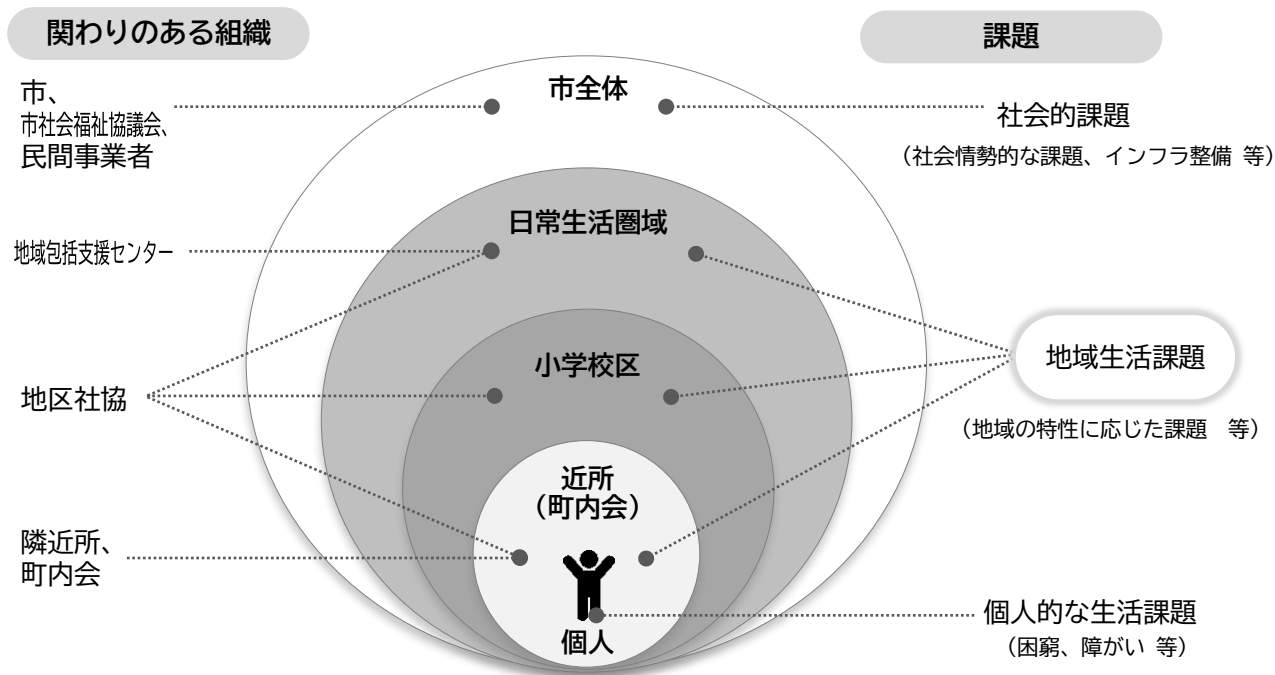
※数字は令和6年4月1日時点

6 | 地域の捉え方

(1) 地域福祉の圏域の考え方

本計画では、地域福祉を推進する基礎となる「地域」の範囲として、下記の4つの層に分類します。

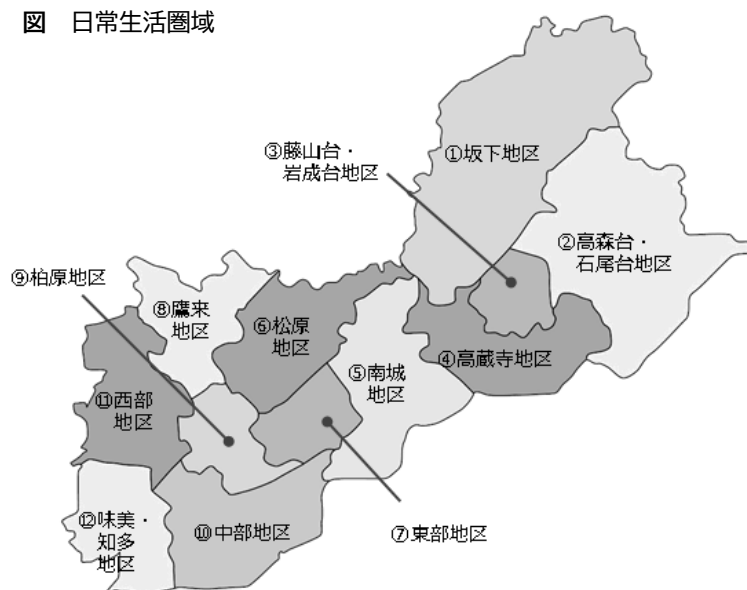
図 春日井市における地域福祉の圏域



(2) 日常生活圏域

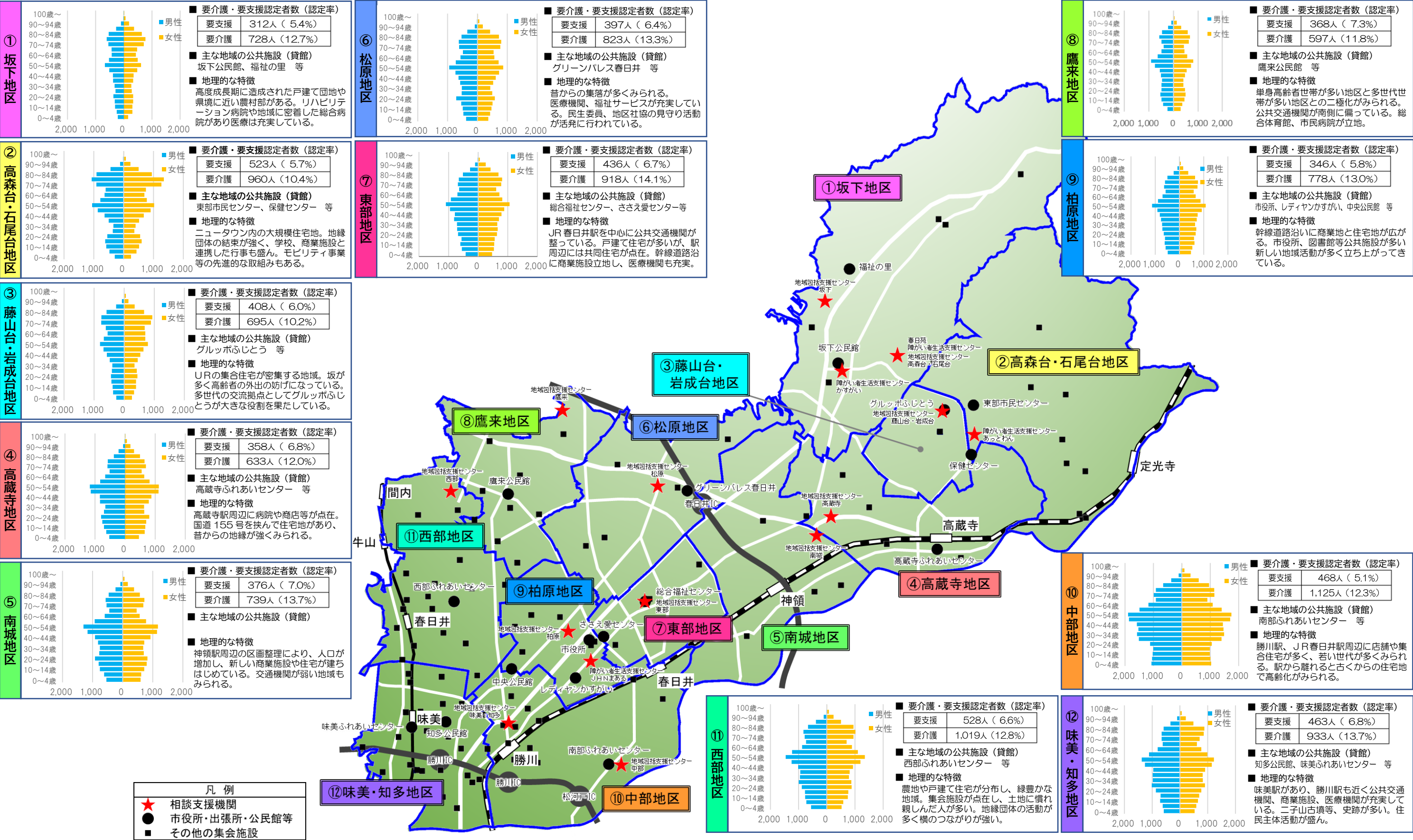
日常生活圏域とは、住民が日常生活を営んでいる地域として、保健・福祉や医療関連の施設、地理的条件、人口、交通事情等、様々な社会的条件や地域の交流状況を総合的に勘案し定める区域で、介護保険法により設定されています。本市では中学校区を基本に12圏域を設定し、地域包括支援センターの担当区域ごとに地域の生活課題を把握し、解決するしくみづくりを展開しています。

図 日常生活圏域



7 | 各圏域の状況

各圏域の人口構成や特徴は次のとおりです。



第4章 施策の展開

<施策の展開の見方>

本章は、施策ごとに次の項目を記載しています。

施策1 住民主体活動の取組みの強化

現 状

● 高齢者を対象とした地域づくりの取組みは前進

本市では、地域包括支援センターと地域福祉コーディネーターが連携し、地域ケア会議などのしくみにより、住民が主体となった支え合いの地域づくりを推進しています。

コロナ禍により一時的に縮小したり、中止せざるを得なかった時期もありましたが、取組みは徐々に拡大しており、高齢者サロンや見守り活動、体探教室や健康麻雀など、それぞれの地域で特色のある活動が行われています。(P21～22 参照)

こうした地域づくりの取組みは、高齢者の地域包括ケアシステムを背景としており、高齢者への支援が中心となっています。障がい者生活支援センターのスタッフによると、障がいのある人の困りごとについては、福祉サービスの利用に繋げることが多く、地域との関わりは少ない状況です。また、子育て世代については、地区ごとに担当の保健師がおり、個別の地域生活課題の把握に努めているとことです。今後は、障がいのある人やこども、孤立した状態にある人など、より幅広い住民に関わる地域生活課題に向き合うことが求められます。

● 多様な主体が参画するフードドライブの取組み

本市では、食品の寄付受付やこども食堂などの食料支援活動を実施する団体間の相互支援のために「春日井市フードドライブ事業」を令和5年度から実施しています。

この取組みでは、ネットワーク連絡会を設立し、団体間の連携の強化を図るとともに、企業が食品や物品などの寄付や協力をしやすい環境づくりを進めています。

今後やるべきこと

- 住民相互の助け合い体制の構築
- 地域内のネットワーク構築、社会活動の推進
- 多様化する住民ニーズに対応する新たな価値の創造
- 市、社会福祉協議会、企業、大学が連携・協働できるしくみづくり
- 担い手同士の横のつながりの構築
- 住民主体活動のさらなる拡大
- 障がいのある人やこども、社会的孤立状態にある人が参加できる住民主体活動の推進



私が住んでいる地域では、地区の活動は少なく、住民同士の関わりはあまりありません。



私の地域ではサロン活動の際に、みんなでタクシーに乗って買い物をする取組みをしています。



(地域住民)

本計画を策定するにあたって、収集した市のみなさんの声を掲載しています。

具体的な施策ごとの方向性を掲載しています。網掛け部分は具体的な取組みです。

進捗管理をする上で着目する視点と施策の成果を図るための指標です。

施策名

施策に関連した春日井市の現状を掲載しています。

現状を踏まえて、今後やるべきことの方方向性を記載しています。

具体的な取組み

～施策1 住民主体活動の取組みの強化～

4 民協協働の推進

多様なニーズに対応するために、民間のサービスを活用した民協協働を推進し、新たな価値を創出します。

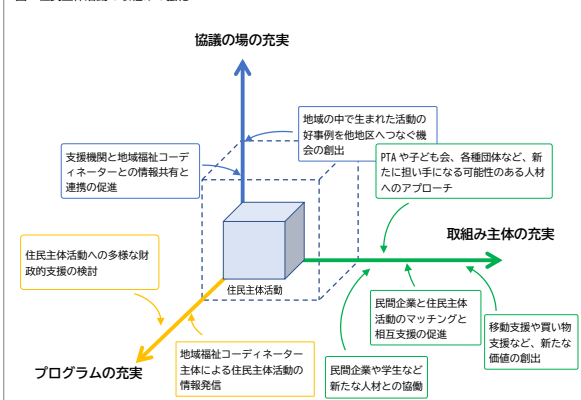
- ・ 民間企業と住民主体活動のマッチングと相互支援の促進
- ・ 移動支援や買い物支援など、新たな価値の創出
- ・ 住民主体活動への多様な財政的支援の検討

企業も地域貢献の機会をさがしているようです。



(地域福祉コーディネーター)

図 住民主体活動の取組みの強化



進捗管理の視点

- 地域で行われている活動を、他地区へ横展開できるしくみが構築されているか。
- 今まで参画していなかった新たな主体が地域活動に参画できているか。
- 支援機関と地域福祉コーディネーターの連携が図られているか。
- 民間企業と地域活動のマッチングを行い、新たな価値の創出はできているか。

	指 標	現状値	目 標
1	活動内容を拡充した住民主体活動件数		
2	地域活動と民間企業のマッチングが成立した件数		

施策1 住民主体活動の取組みの強化

現 状

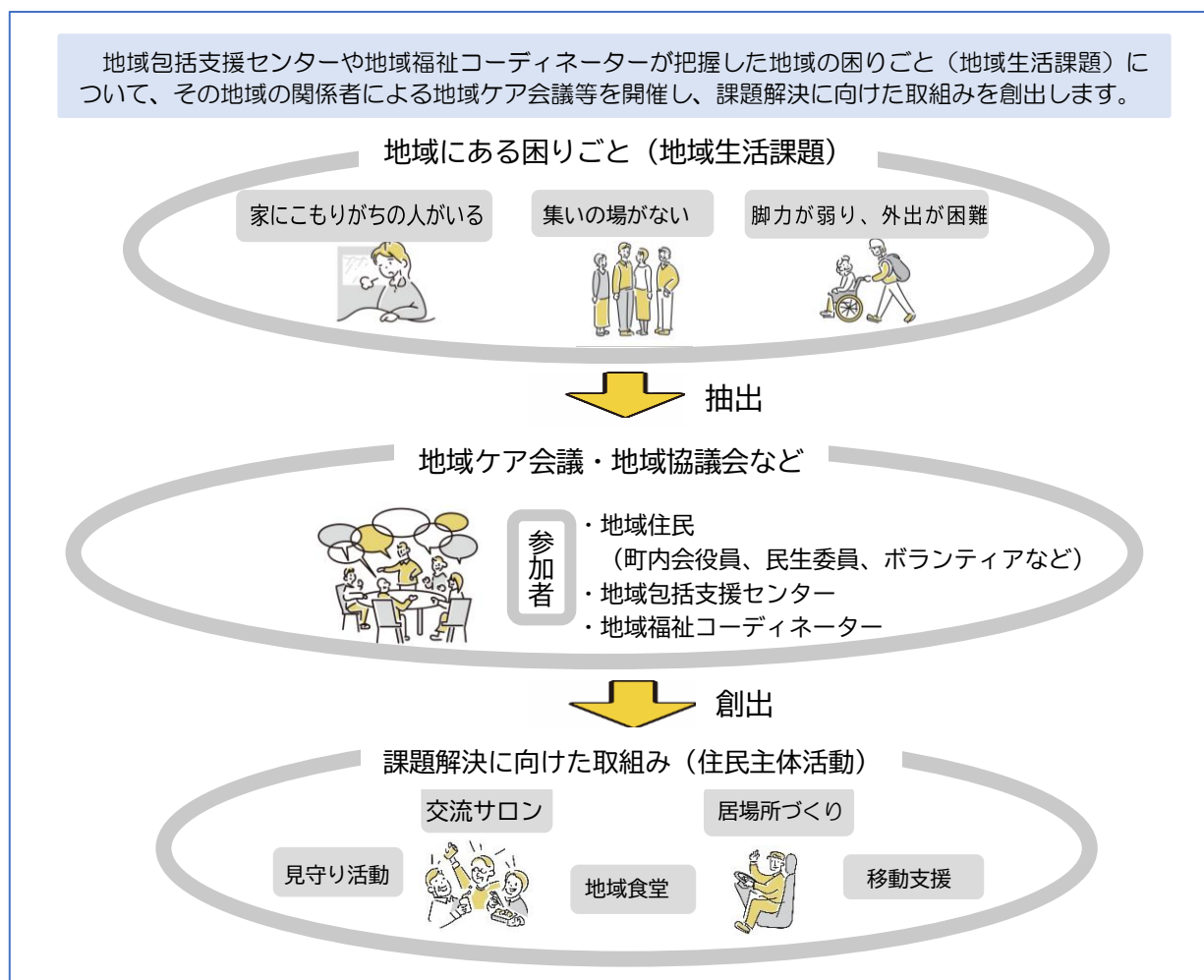
● 高齢者を対象とした地域づくりの取組みは前進

本市では、地域包括支援センターと地域福祉コーディネーターが連携し、地域ケア会議などのしくみにより、住民が主体となった支え合いの地域づくりを推進しています。

コロナ禍により一時的に縮小したり、中止せざるを得なかった時期もありましたが、取組みは徐々に拡大しており、高齢者サロンや見守り活動、体操教室や健康麻雀など、それぞれの地域で特色のある活動が行われています。（P21～22 参照）

こうした地域づくりの取組みは、高齢者の地域包括ケアシステムを背景としており、高齢者への支援が中心となっています。障がい者生活支援センターのスタッフによると、障がいのある人の困りごとについては、福祉サービスの利用に繋げることが多く、地域との関わりは少ない状況です。また、子育て世代については、地区ごとに担当の保健師がおり、個別の地域生活課題の把握に努めているところです。今後は、障がいのある人やこども、孤立した状態にある人など、より幅広い住民に関わる地域生活課題に向き合うことが求められます。

図 地域ケア会議・地域協議会などによる住民主体活動の創設



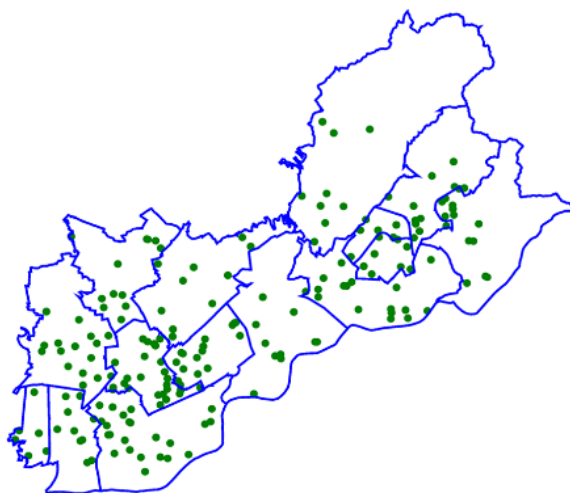
コラム

住民主体活動への地域福祉コーディネーターの関わり

本市では、地域福祉コーディネーターが地域ケア会議等に参加し、あらゆる地域生活課題の把握を行うとともに、地域資源を活用し、活動者との信頼とネットワークを構築しながら住民主体活動の立ち上げや運営を支援しています。

住民主体活動の運営のためのノウハウを伝えたり、運営費補助金の申請手続き等を支援し、活動状況の確認や課題解決のため、活動場所まで出向き、活動者と参加者に伴走しながら支援しています。下表は、2020（令和2）年度から2023（令和5）年度に創設された住民主体活動の展開を示しており、すべての中学校区で住民主体の多様な取組みが実施されています。

令和5年度の住民主体活動の分布



地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
坂下 中学校区		見守り活動	見守り活動＋交流会	
			訪問型サービス	
				送迎サービス
				地域勉強会
高森台・ 石尾台 中学校区	地域の居場所づくり			令和5年3月終結
	既存集会場の活用			
	助け合い活動			
	孤食予防			
		介護予防・交流の場づくり		
			見守り活動（見守りステッカー）	
			介護予防体操教室	
藤山台・ 岩成台 中学校区				家族介護者のための交流会
				自宅サロン
		運動サロン		
			フードパントリー	
			フードパントリー	
			運動サロン	
			運動サロン	
高蔵寺 中学校区			体力測定会	
			ちいき食堂	
				認知症家族介護者のための交流
	助け合い活動（交流促進）			
		助け合い活動（困りごとの解決）		
南城 中学校区			訪問お助けサービス	
				体操サロン
				訪問型お助けサービス
南城 中学校区	ラジオ体操			
		ラジオ体操		
			ラジオ体操	
				体操サロン
				体操サロン

地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
松原 中学校区	コミュニティサロン			
	交流カフェ 体操サロン			
		地域見守り		
		地域見守り（移動スーパーと連携）		
		健康麻雀		
		健康麻雀	健康麻雀+体操	
		ベンチ設置運動	ウォーキングクラブ	
			地域見守り	
			交流サロン	
			交流サロン	
東部 中学校区	見守り活動			
		フレイル予防		
		見守りネットワークづくり		
			いきいき食堂	
		運動サロン		
		カフェサロン		
			訪問サービス	
			コミュニティサロン	
鷹来 中学校区		見守り活動（あんしんみまもり登録）		
		交流サロン		
			茶話会	
			畑サロン	
柏原 中学校区	高齢者のいきがいづくり活動			
		グラウンド・ゴルフ		
		交流サロン		
		ラジオ体操		
		健康マイレージチャレンジ		
		コーヒーサロン		
			介護予防体操教室	
			交流サロン	
		中部 中学校区	交流サロン	
体操サロン				
ちょっと話し隊				
見守りプロジェクト				
ひとり歩き訓練（グループホームと地域のつながり）				
	地域見守り（オレンジプラスカフェと連携）			
				男性向けサロン
西部 中学校区	ひとり歩き高齢やへの声かけ訓練	多世代交流活動		
味美・知多 中学校区		ラジオ体操		
			見守り活動	
		カフェサロン		
		SNSの普及活動		
		ラジオ体操		
			家族介護者のための交流	

地域ごとに多様な課題があり、それぞれに応じた解決方法を考える必要があります。



（協議会委員）

● 担い手不足は深刻

一方で、地域の担い手の不足が顕著となっています。地域福祉コーディネーターへのヒアリングでは、担い手が固定化しており、全体に高齢化する傾向にあることや新たな地域づくり人材に出会うことが少なくなっていることが指摘されています。また、町内会や子ども会の加入率の減少が進み、従来からの地域コミュニティの様態が変化している状況です。

このような状況から、従来の地域の体制を継続することは難しくなっており、新たな担い手の発掘や担い手の育成、多様な主体の参画が必要となっています。

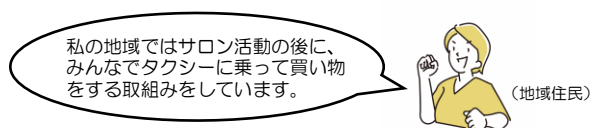
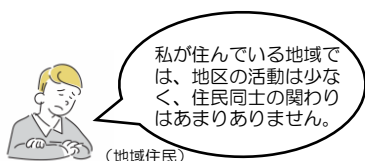
● 多様な主体が参画するフードドライブの取組み

本市では、食品の寄付受付やこども食堂などの食料支援活動を実施する団体間の相互支援のために「春日井市フードドライブ事業」を令和5年度から実施しています。

この取組みでは、ネットワーク連絡会を設立し、団体間の連携の強化を図るとともに、企業が食品や物品などの寄付や協力をしやすい環境づくりを進めています。

今後やるべきこと

- 住民相互の助け合い体制の構築
- 地域内のネットワーク構築、社会活動の推進
- 多様化する住民ニーズに対応する新たな価値の創造
- 市、社会福祉協議会、企業、大学が連携・協働できるしくみづくり
- 担い手同士の横のつながりの構築
- 住民主体活動のさらなる拡大
- 障がいのある人や子ども、社会的孤立状態にある人が参加できる住民主体活動の推進



具体的な取組み

～施策1 住民主体活動の取組みの強化～

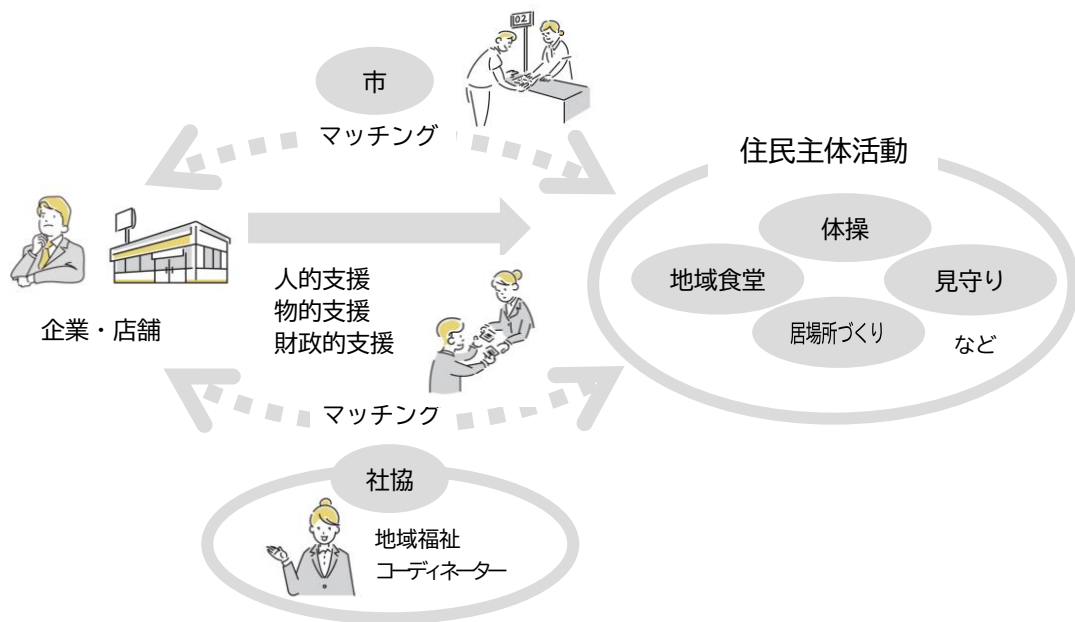
1

住民主体活動の拡大の促進

住民主体活動の好事例の横展開や活動の発展に向け、住民主体活動に関する情報の共有や地域における新たな担い手づくり、発掘を推進します。

- ・地域福祉コーディネーターによる住民主体活動の情報発信
- ・地域の中で生まれた活動の好事例を他地区へつなぐ機会の創出
- ・PTAや子ども会、各種団体など、新たに担い手になる可能性のある人材へのアプローチ

図 企業・店舗と住民主体活動のマッチング



2

多様な主体の参画促進

地域の事業者、大学生、町内会や地域の活動団体など、多様な主体の住民主体活動への参画を促進します。

- ・民間企業や学生など新たな人材との協働

3

支援機関の地域づくりへの参画促進

地域包括支援センターや障がい者生活支援センター、こども家庭センターなどの支援機関と地域福祉コーディネーターの連携を強化し、個別課題を通じた地域生活課題の把握に取り組みます。

- ・支援機関と地域福祉コーディネーターとの情報共有と連携の促進

4

民協の推進

多様なニーズに対応するために、民間のサービスを活用した民協を推進し、新たな価値を創出します。

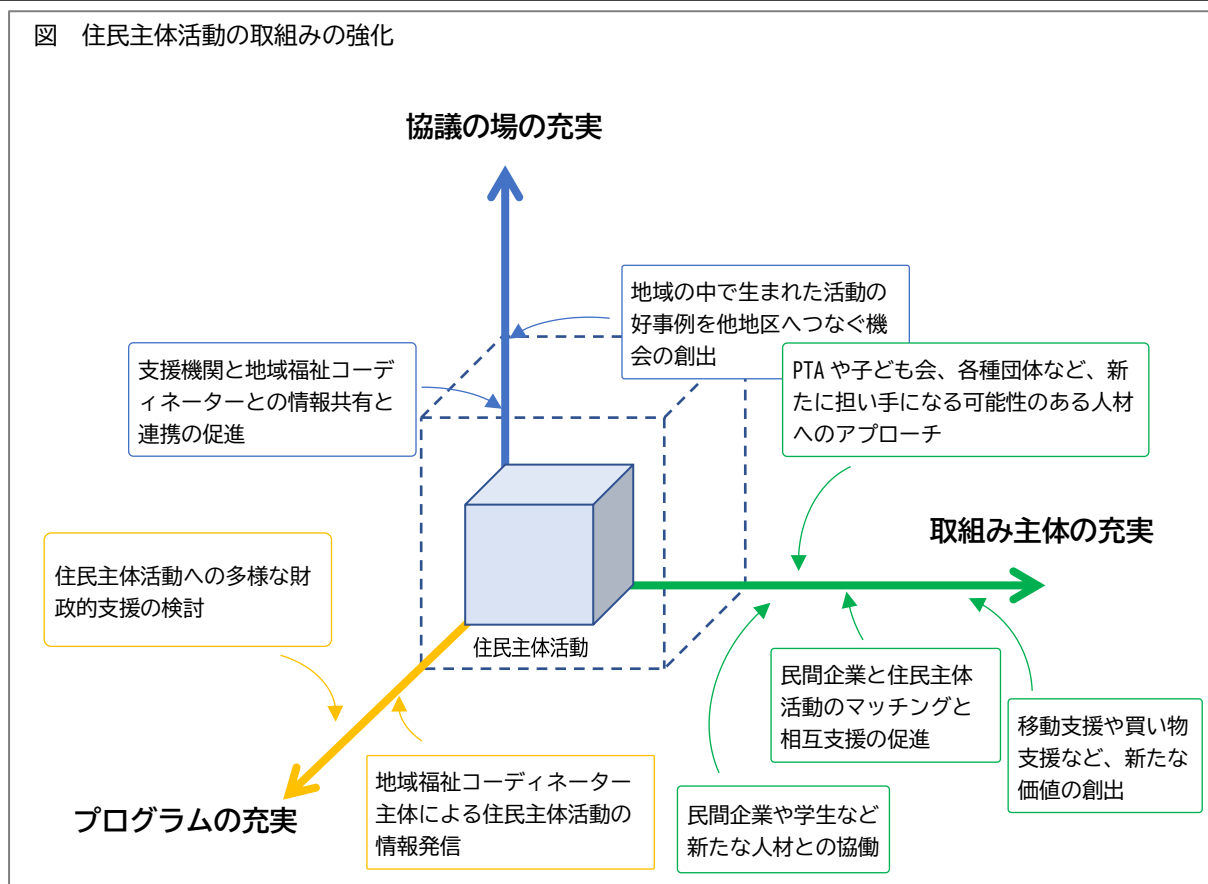
- ・民間企業と住民主体活動のマッチングと相互支援の促進
- ・移動支援や買い物支援など、新たな価値の創出
- ・住民主体活動への多様な財政的支援の検討

企業も地域貢献の機会をさがしているようです。



(地域福祉コーディネーター)

図 住民主体活動の取組みの強化



進行管理の視点

- 地域で行われている活動を、他地区へ横展開できるしくみが構築されているか。
- 今まで参画していなかった新たな主体が地域活動に参画できているか。
- 支援機関と地域福祉コーディネーターの連携が図られているか。
- 民間企業と地域活動のマッチングを行い、新たな価値の創出はできているか。

指 標		現状値	目 標
1	活動内容を拡充した住民主体活動件数		
2	地域活動と民間企業のマッチングが成立した件数		

施策2 地区社協・ボランティア活動の支援

現 状

● 地区社協の活動状況

地区社協の大半は、町内会の組織と連動しています。本市では町内会の役員を輪番で担っていることが多く、町内会役員の役割の一環として地区社協が認識されている地域もあります。このため、町内会の活動が活発な地域は、安定的に運営されている一方で、そうでない地域では役員の担い手不足が顕著で運営が不安定なところもあります。

また、地区社協を単独で運営している地域では、「地域をよりよくしたい」想いをもった役員が熱心に運営していますが、次世代の担い手がなかなか見つからないとの声も聞かれます。

地区社協、区・町内会・自治会は、それぞれ地縁に基づく団体ですが、地区社協は「自分たちの地域を良くするには、まず自分たち自身で取り組もう」という住民意識のもとに組織された地域福祉活動の推進組織です。今後も、それぞれが連携し、よりよい地域づくりを進めていくことが必要です。

地区社協では、現在、市内で46団体が高齢者サロンや見守り活動など、それぞれの地域に根差した活動を実施し、住みやすいまちづくりをめざして活動しています。

一般事業

それぞれの地区の実情に応じた福祉活動を、区・町内会・自治会と協力して行う事業。
〔例〕盆踊り、敬老会、ラジオ体操

モデル事業

地域住民が相互に交流し、自らの地域や福祉への関心を高めることを目的に実施する事業。
〔例〕三世代交流グラウンドゴルフ大会

高齢者等サロン

高齢者や障がいのある人の生きがいをづくりや社会的孤立感の解消のため、地域の公民館等の身近な施設を利用し、住民の参加と協力を得て毎月1回以上実施する交流会。

子育て支援サロン

乳幼児とその保護者を対象に、地域での友だちづくりや、育児不安を緩和することを目的に、地域の公民館等の身近な施設を利用し、住民の参加と協力を得て毎月1回以上実施する交流会。

地域見守り

高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、定期的な見守り及び軽易な日常生活支援を地域住民の参加と協力を得て行う。

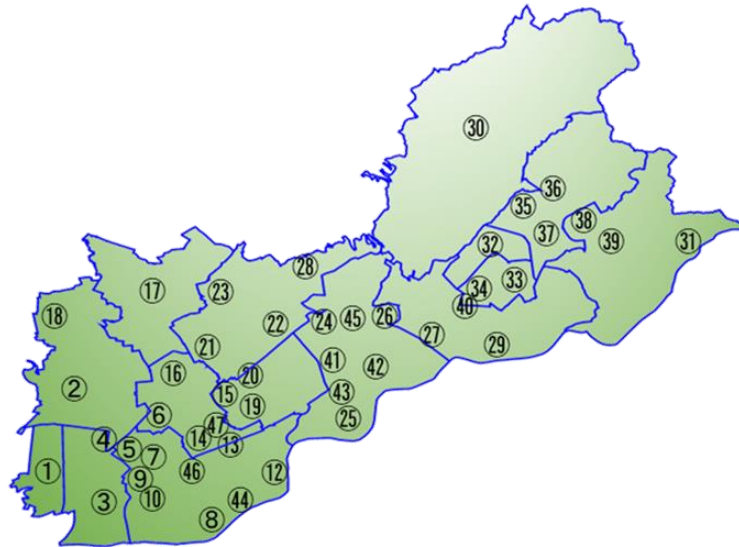


地域の実情をよく知っている地区社協の皆さんはとても心強いです。



(地域福祉コーディネーター)

■ 地区社協がある地域



①	味美	②	春日井	③	勝川	④	徳農	⑤	下条原
⑥	上条新田	⑦	柏井	⑧	道風	⑨	松新	⑩	小野
⑫	上条	⑬	中央	⑭	鳥居松	⑮	八幡	⑯	八田朝宮
⑰	鷹来	⑱	牛山	⑲	関田	⑳	浅山・梅ヶ坪	㉑	六軒屋
㉒	東野	㉓	松原	㉔	大泉寺	㉕	神領校区	㉖	不二ガ丘
㉗	不二・出川	㉘	桃花園	㉙	高蔵寺	㉚	坂下	㉛	玉川
㉜	藤山台	㉝	岩成台	㉞	岩成台西	㉟	高森台	㊱	東高森台
㊲	中央台	㊳	石尾台	㊴	押沢台	㊵	白山	㊶	篠木四ツ谷
㊷	下市場	㊸	篠木・穴橋	㊹	下条	㊺	下北	㊻	弥生
㊼	鳥居松中央	※⑪は欠番、㉙は活動休止中							

地区社会福祉協議会の取組み

① 味美地区社会福祉協議会

スローガン **みんなで一緒に福祉でまちづくり**

主な事業	一般事業	盆踊り大会、町内祭り、新春餅つき大会		
	モデル事業(三世代交流)	元気かい！、馬林作成	子育て支援サロン事業	たんぼぼ教室

② 春日井地区社会福祉協議会

スローガン **地区発 笑顔で育むやさしい思い**

主な事業	一般事業	グラウンドゴルフ大会、町内会盆踊り大会、敬老会、区民球技大会、区民大運動会		
	モデル事業(三世代交流)	三世代ファミリーウォーク・クイズラリー		
	高齢者等サロン事業	ひまわりサロン、如稲サロン		

③ 勝川地区社会福祉協議会

スローガン **みんなで担う 福祉のまちへ！**

主な事業	一般事業	ふれあい交流会、児童育成、青少年対策、1人暮らし高齢者対策		
	モデル事業(三世代交流)	グラウンドゴルフ大会		
	高齢者等サロン事業	お喜楽クラブ	子育て支援サロン事業	スマイルキッズ
	モデル事業	さわやかウォーキング・あるけあるけ大会		

④ 徳農地区社会福祉協議会

スローガン 挨拶をかわし顔見知りになり、明るいまちづくりを

主な事業	一般事業	三世代交流納涼祭り、交通安全教室啓発学習会（AED 講習）、敬老会		
	高齢者等サロン事業	徳農いきいきサロン	地域見守り事業	この町見守り隊

⑤ 下条原地区社会福祉協議会

スローガン 安心・安全なまちづくり

主な事業	一般事業	若草子どもプール、防災訓練、敬老のお祝い、除草作業、卒業生へのお祝い		
	モデル事業	四世代ふれ愛夏祭り	高齢者等サロン事業	下条原スマイルサロン

⑥ 上条新田地区社会福祉協議会

スローガン 助け合う気持ちが明るいまちづくりの第一歩

主な事業	一般事業	高齢者友愛訪問	モデル事業	歩け歩け大会
	高齢者等サロン事業	柏原サロン		

⑦ 柏井地区社会福祉協議会

スローガン みんなで一緒に、福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	敬老会		
	モデル事業	さわやかウォーキング・あるけあるけ大会		

⑧ 道風地区社会福祉協議会

スローガン みんなで一緒に、福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	書道教室、ラジオ体操、第一希望の家きぼうフェスタ、スマホ教室		
	高齢者等サロン事業	かえるクラブ		

⑨ 松新地区社会福祉協議会

スローガン みんなであたたかいまちをつくりましょう

主な事業	一般事業	秋祭り、敬老会、寿会	モデル事業	交流会
	高齢者等サロン事業	松新元気サロン		

⑩ 小野地区社会福祉協議会

スローガン ～助け合う気持ちが、明るいまちづくりの第一歩～

主な事業	一般事業	介護予防講座、高齢者集い、盆踊り、ハロウィン祭		
	モデル事業	三世代交流餅つき大会、歩け歩け芋煮大会		
	子育てサロン事業	ぴよぴよ		



⑫ 上条地区社会福祉協議会

スローガン みんなで、一緒に福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	盆踊り大会、敬老行事、つながりマーケット、「上条春秋会」「神楽保存会」、広報紙の発行（年2回）		
	高齢者等サロン事業	さわやかサロンかにら	子育てサロン事業	かにらっこ

⑬ 中央地区社会福祉協議会

スローガン みんなで一緒に福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	敬老祝賀会
	モデル事業	三世代交流うどん作り大会、三世代交流グラウンドゴルフ大会、三世代交流餅つき大会
	高齢者等サロン事業	いきいきサロン中央

⑭ 鳥居松地区社会福祉協議会

スローガン みんなで一緒に、福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	敬老会、夏祭り、秋のお祭り
	高齢者等サロン事業	さわやかサロン月見

⑮ 八幡地区社会福祉協議会

スローガン やさしく・おもいやりのある町づくり

主な事業	一般事業	敬老会、夏祭り、秋のお祭り
	モデル事業	第6回八幡敬老会、八幡音楽部・春日丘高校吹奏楽部助成
	高齢者等サロン事業	第36回三世代交流小さな街を作ろう

⑯ 八田朝宮地区社会福祉協議会

スローガン みんなで一緒に、福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	救急救命講習会、老人活動支援、スポーツ少年団への活動支援、納涼夏祭り、子供会活動支援、敬老会、防災訓練、新年会
	高齢者等サロン事業	さくらサロン八田朝宮

⑰ 鷹来地区社会福祉協議会

スローガン みんなで一緒に、福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	各区福祉活動、GOTO 田西
	高齢者等サロン事業	たかぎサロン、GOGO 大手、桃山サロン

⑱ 牛山地区社会福祉協議会

スローガン みんなで一緒に、福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	こころの会、資源回収	モデル事業	福祉敬老大会
	高齢者等サロン事業	のびのび倶楽部、モーモー倶楽部、お喜楽クラブ		



①9 関田地区社会福祉協議会

スローガン みんなで一緒に、楽しく暮らせるまちづくり

主な事業	一般事業	ソフトボール大会、提灯山盆踊り大会、敬老会、フェス、秋祭り		
	モデル事業	三世代交流ラジオ体操		
	高齢者等サロン事業	サロン関田、関田体操クラブ	子育てサロン	レインボーキッズ

②0 浅山・梅ヶ坪地区社会福祉協議会

スローガン みんなで一緒に、福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	体育祭、防災訓練、敬老会
	モデル事業	三世代交流広場のつどい

②1 六軒屋地区社会福祉協議会

スローガン ささえ愛、たすけあうまち六軒屋

主な事業	一般事業	町民大運動会、納涼祭り、新春ふれあいコンサート、広報紙の発行、健康マージャン「すずめの会」、六軒屋サロン「はなみずき」
------	------	---

②2 東野地区社会福祉協議会

スローガン みんなでつくろう福祉のまち東野

主な事業	一般事業	敬老記念品贈呈、趣味と福祉の作品展、広報紙発行、老人会活動助成、子ども会活動助成		
	モデル事業	三世代交流カローリング大会、三世代交流クリスマス会		
	高齢者等サロン事業	いきいきサロンひがしの	子育てサロン	チェリーキッズひがしの
	地域見守り事業	ネットひがしの		

②3 松原地区社会福祉協議会

スローガン 地区行事に参加して交流を深めましょう

主な事業	一般事業	各区・町内会活動支援		
	モデル事業	三世代交流カローリング大会、三世代交流防災・レクリエーション大会、三世代交流クリスマス会		
	高齢者等サロン事業	下原サロン 花＊花、松原サロン		

②4 大泉寺地区社会福祉協議会

スローガン みんなで一緒に、福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	老人クラブ活動の助成	モデル事業	ラジオ体操
	高齢者等サロン事業	敬老会		

②5 神領校区地区社会福祉協議会

スローガン 顔を合わせ、支え合うまちづくりを

主な事業	一般事業	老人クラブ活動支援、子供会活動支援、福祉懇談会、三世代交流広場		
	高齢者等サロン事業	ひなご会	子育てサロン事業	にこにこキッズ

②6 不二ガ丘地区社会福祉協議会

スローガン

主な事業	一般事業	不二ガ丘ふれあいの集い	モデル事業	三世代交流七夕祭り
	高齢者等サロン事業	三世代交流グラウンドゴルフ大会		

⑳ 不二・出川地区社会福祉協議会

スローガン

主な事業	高齢者等サロン事業	おしゃべり・あい、にここサロン	
	子育て支援サロン事業	竹の子会	

㉑ 桃花園地区社会福祉協議会

スローガン 遠くの親戚より 近くの社協

主な事業	一般事業	ラジオ体操、ももはばグリーンマーケット協賛、夏祭り		
	モデル事業	三世代交流クリスマス会	高齢者等サロン事業	桃花園ふれあいサロン

㉒ 坂下地区社会福祉協議会

スローガン みんなで一緒に、福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	各区・町内会・自治会における福祉活動への支援		
	モデル事業	三世代交流芋煮会、三世代交流明知区グラウンドゴルフ大会、ネオボリス三世代交流グラウンドゴルフ大会、三世代交流ウォーク大会、三世代交流神屋団地グラウンド、ゴルフ大会		
	高齢者等サロン事業	坂下にここ会	地域見守り事業	シニア見守り隊

㉓ 玉川地区社会福祉協議会

スローガン みんなで一緒に、福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	各区への活動助成		
	高齢者等サロン事業	玉野ふれあいサロンひまわり、細野・外之原上サロン		

㉔ 藤山台地区社会福祉協議会

スローガン みんなで一緒に、福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	第8回グラウンドゴルフ大会、第9回藤山台運動会、みどり会 敬老会、地区社協だより発行、第3回ラジオ体操チャレンジ宣言、フードパントリー		
	モデル事業	三世代交流ふれあいコンサート、三世代交流ふれあい防災の集い		
	高齢者等サロン事業	ふじの会	子育て支援サロン	きらきらキッズ

㉕ 岩成台地区社会福祉協議会

スローガン やすらぎ・ふれあい・活力のまち

主な事業	一般事業	フードパントリー&マルシェ、ゆかたの着付け、秋の文化フェスティバル、子供と家族のための広域避難所避難体験、防災研修会、広報発行		
	モデル事業	三世代交流グラウンドゴルフ交流会、三世代交流ラジオ体操、三世代交流防災のつどいとふれあい芋煮会		
	高齢者等サロン事業	フレッシュクラブいわなり		



③④ 岩成台西地区社会福祉協議会

スローガン あたたかいまち

主な事業	一般事業	敬老のつどい、学習支援（いこいこ）、広報発行、フードパントリー		
	モデル事業	あじさい祭り、冬まつり		
	高齢者等サロン事業	いきいきサロン ほのぼの、ほのぼの健康マーじゃん		
	地域見守り事業	いわにしネット		

③⑤ 高森台地区社会福祉協議会

スローガン 高森台地区社協ではさまざまな地域福祉事業に取り組んでいます

主な事業	一般事業	外での食事会、夏の友、敬老の集い、第20回高森寄席、お母さんといっしょ、広報紙発行		
	モデル事業	芋煮会、餅つき大会	高齢者等サロン事業	はつか会

③⑥ 東高森台地区社会福祉協議会

スローガン みんなで一緒に、福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	会報発行、東高おやじ倶楽部、夏祭り・スイカ割、福祉バス旅行、老人クラブ支援		
	モデル事業	ふれあい交流会グラウンドゴルフ大会		
	高齢者等サロン事業	歌声サロン		

③⑦ 中央台地区社会福祉協議会

スローガン みんなで一緒に、福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	スラックライン体験会、機関紙発行、老人会活動支援、下校時見守り活動支援、学童保育活動支援、敬老会・卒業記念品・入学記念品贈呈		
	モデル事業	防災ウォークラリー	地域見守り事業	見守り中央台

③⑧ 石尾台地区社会福祉協議会

スローガン 地域住民の共助活動で住みよいまちづくり

主な事業	一般事業	講演会・研修会、シニア体操教室、長寿を祝う会、広報発行、ポスター掲示		
	モデル事業	三世代交流ポッチャ大会、三世代交流カローリング大会、三世代交流スイカ割		
	高齢者等サロン事業	おしゃべりサロン、憩いの家珈琲サロン		
	地域見守り事業	すこやか助け合い		

③⑨ 押沢台地区社会福祉協議会

スローガン みんなで一緒に、福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	敬老の集い、老人クラブ活動支援、広報紙発行、福祉研修、児童見守り、夏祭り		
	モデル事業	春のフェスティバル、ふれあいカローリング大会、ふれあいラジオ体操、秋のフェスティバル、ふれあいグラウンドゴルフ大会		
	高齢者等サロン事業	ひだまりサロン	子育て支援サロン	すくすくクラブ
	地域見守り事業	あいネット押沢		



④① 白山地区社会福祉協議会

スローガン みんなで一緒に、福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	広報発行、町内会活動支援、児童福祉、老人福祉		
	モデル事業	三世代交流グラウンドゴルフ大会		
	高齢者等サロン事業	元気の出る会	子育て支援サロン	ふくふく

④② 篠木四ツ谷地区社会福祉協議会

スローガン みんなで一緒に、福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	敬老事業、広報発行		
	モデル事業	グラウンドゴルフ、水鉄砲遊び、星の観察会		
	高齢者等サロン事業	サロン四ツ谷		

④③ 下市場地区社会福祉協議会

スローガン みんなで一緒に、福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	サロン活動見学、子ども会活動		
	高齢者等サロン事業	下市場高齢者サロン会		

④④ 篠木穴橋地区社会福祉協議会

スローガン 人と人つながる、地域づくり

主な事業	一般事業	敬老会、広報紙発行・ホームページ作成		
	モデル事業	三世代交流ラジオ体操	高齢者等サロン事業	ゆうゆうサロン

④⑤ 下条地区社会福祉協議会

スローガン みんなで一緒に、福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	盆踊り大会、敬老会		
	モデル事業	三世代交流歩け歩け&芋煮会		

④⑥ 下北地区社会福祉協議会

スローガン 地域住民全員で安心、安全な街づくり

主な事業	一般事業	子ども会、敬老会、子ども応援団、下北寿会（グラウンドゴルフ）		
	高齢者等サロン事業	下北サロン会		

④⑦ 弥生地区社会福祉協議会

スローガン みんなで一緒に福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	敬老祝賀会		
	モデル事業	三世代交流グラウンドゴルフ大会、三世代交流餅つき大会		
	高齢者等サロン事業	いきいきサロン弥生		

④⑧ 鳥居松中央地区社会福祉協議会

スローガン

主な事業	モデル事業	防災学習、運動会、三世代交流グラウンドゴルフ大会		

● ボランティア活動は堅調に推移

市社会福祉協議会のボランティアセンターは、広く住民のボランティア活動への参加を促進し、活動の活性化に取り組んでいます。ささえ愛センター内に相談窓口を設置し、ボランティア活動をした人やボランティアを依頼したい人の調整を行っており、相談にはボランティアコーディネーターが対応しています。

2023（令和5）年度の登録団体は122団体1,897人で、個人が44人となっています。活動内容は、障がいのある人への支援や国際交流、読み聞かせ、防災・防犯など多種多様です。

登録者数は堅調に推移していますが、ボランティア活動者の高齢化、担い手の確保は多くの団体の共通の課題となっています。

● 災害救援ボランティアセンターの運営

市社会福祉協議会は本市との協定により、大規模な災害が発生した場合、被災者の支援を円滑に行うため、災害救援ボランティアセンターを設置・運営します。

災害救援ボランティアセンターは、被災地において、ボランティア活動希望者を受け入れ、被災者等のニーズに合わせて、ボランティアを派遣するなどの需給調整をボランティアコーディネーターが中心となってい、ボランティア活動全般を円滑に行うことができるように支援するための拠点となります。

市社会福祉協議会では、総合防災訓練や年に1回開催している災害救援ボランティア体験研修会等で訓練を実施しています。また令和6年能登半島地震を始め、近年開設された災害救援ボランティアセンターではICTを活用したボランティアの受け入れや情報共有が行われ、効率的な復興支援が行われています。本市においてもマニュアル等を見直し、いざという時に備え準備をしていきます。

コラム 「ぼらら隊」の取組み

市社会福祉協議会のボランティアセンターでは、若い世代に福祉やボランティア活動を身近に感じてもらい、興味をもってもらうきっかけとして、春日井市社協サポーター「ぼらら隊」を結成しました。

ぼらら隊は、市内在住または在学、在勤の小学5年生から25歳までが対象で、2024（令和6）年度は1期生として小学校5年生から高校3年生までの16人が入隊しました。



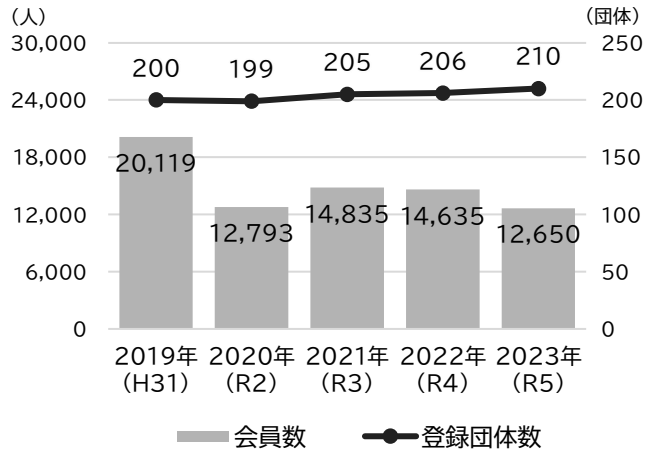
「ぼらら」

ボランティアセンターマスコットキャラクターの「ぼらら」を多くの人に知ってもらうためのアイデアを話し合い、SNSやイベント等での情報発信に取り組んでいます。今後はボランティアセンターのイベントにもサポーターとして参加し、ボランティアに関する知識を深め、活躍の場を広げていきます。

● 市民活動団体の会員数は減少傾向

市民活動団体の数は、200 団体前後で推移していますが、会員数は減少傾向にあります。活動団体等へのヒアリングによると、活動者の高齢化が進んでいる一方で、定年の延長などにより新たな担い手の確保が難しい状況です。

図 市民活動団体数及び会員数の推移



(出典：市民活動支援センター調べ)

表 令和5年度 市民活動団体の活動内容の内訳

保健・医療・福祉	学術・文化・芸術・スポーツ	まちづくり
38	46	38
こどもの健全育成	環境保全	地域安全
43	15	9
その他		
21		

(出典：市民活動支援センター調べ)

コラム にこにこヘルプサービス（にこヘル）

市社会福祉協議会の「にこにこヘルプサービス事業」は、登録したヘルパーがひとり暮らし高齢者や障がいのある人、子育て世代などの日常生活を支援する取り組みです。登録ヘルパーは135人（R5 年度現在）で、日常の買い物、調理、洗濯などの家事支援、話し相手、電球交換や部屋の模様替えなど公的なサービスの対象でない支援を行っています。

この取り組みの小さな助け合いに、より多くの人に参加することで、市民のボランティア意識が深まり、広がることを願っています。

今後やるべきこと

- 住民相互の助け合い体制の構築
- 市民活動団体の活動促進
- 新たな担い手、団体の発掘

具体的な取組み

～施策2 地区社協・ボランティア活動の支援～

1

地区社協の活動の支援

活動費の助成や企画・運営に関する情報提供、地区社協間の連絡調整など、地域に密着した活動を実施する地区社協の取組みを支援し、福祉活動の充実を図ります。また、既存の活動における対象者の拡大など、地域共生社会の実現に向けた提案を行います。

- ・高齢者サロンに対する支援の検討（参加者の属性を問わない共生型サロン）

<実施計画>

年度	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
取組み	検討	モデル実施	制度化拡充	拡充	➡

- ・子育てサロンに対する支援の検討（対象年齢の拡大やこどもの居場所づくり）

<実施計画>

年度	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
取組み	検討	モデル実施	制度化拡充	拡充	➡

2

誰もが参加しやすい地区社協活動の展開

障がいの有無や世代を問わず、地域住民が出会い、交流できる場の創出を支援します。

<実施計画>

年度	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
取組み	検討	拡充	➡	➡	➡

3

ボランティア活動の支援

見守り活動や助け合い活動など、多様なボランティア活動を推進するとともに、ボランティア活動の情報発信や参加者の掘り起こしなど、活動の幅を広げる支援をします。

- ・総合的な福祉拠点の整備（ボランティア支援機能の強化）
- ・若年層へのボランティアの機会の充実
- ・ボランティアポイント制度※の活用

※ボランティアポイント制度：通いの場づくりの担い手の確保や参加を推進する目的で、介護予防に資する取組みへの参加やボランティア等へのポイント付与を行う。

進行管理の視点

- 地区社協活動の活性化に寄与する支援ができているか。
- より多くの地域住民が参加しやすい地区社協活動が運営できているか。
- 制度の狭間や地域ニーズに応じた、多様なボランティアが創出されているか。

指 標		現状値	目 標
1	地域住民が相互に交流できる場の 新規創出件数		

施策3 地域の支え合いネットワークの推進

現 状

●地域活動団体の助け合い活動は前進

ひとり暮らし高齢者や地域で孤立する人が安心して生活してもらえるように、地区社協、老人クラブ、町内会、高齢者サロン等では、地域の中で防犯も兼ねた住民主体の見守り活動を行っています。地域の実情に応じて、新聞などの溜まり観察や地域の発行物を配達しながら声かけを行う活動など、様々な見守りのかたちが生まれています。



東部中学校区まもり隊の取組み

地域包括支援センター東部では、東部中学校区の商店や医療機関、介護施設等に見守り協力を依頼し、お客さんや近所の人で「心配な人」「気になる人」がいた際に、連絡をいただくようお願いをしています。以前は、「高齢者まもり隊」として高齢者に関する相談を中心に対応していましたが、2023（令和5）年度からは、名称を「東部中学校区まもり隊」に変更し、障がいや生活困窮等の複合的な生活課題を抱えている人からの相談にも対応しています。

「東部中学校区まもり隊」には利用客等の世代を問わず、広く地域の店舗等から見守りの協力を得ており、111箇所で見守り活動を実施しています。実際に協力機関の金融機関から「通帳をよく無くしている」、「以前はできていた支払い手続きができなくなっている」といった連絡を受け、本人を訪ねると、認知症を発症しており、必要な支援につなぐきっかけになった事例もありました。

協力機関

- 商店 等 … 54 件
- 病院、薬局 等 … 31 件
- 金融機関、新聞店 等 … 13 件
- 介護施設 等 … 12 件

（出典：地域包括支援センター東部）



← 協力機関に設置されているポスター

また、持ち運び可能なカードも新たに一部の協力機関に設置し、民生委員・児童委員にも配付することで、さらに当事者を相談につなげやすくする工夫をしています。

この活動は他の地域包括支援センターでも広がっており、東部中学校区まもり隊の他に柏原、味美・知多（一部地域除く）、高森台・石尾台の3地区でも協力機関と連携した見守り活動が実施されています。今後も引き続き、地域による見守りのしくみを広く地域関係者や地域住民に周知し、地域包括支援センターに相談が入りやすい体制づくりを強化し、協力機関や近隣の店舗同士で支援ができるしくみ作りに取り組んでいきます。

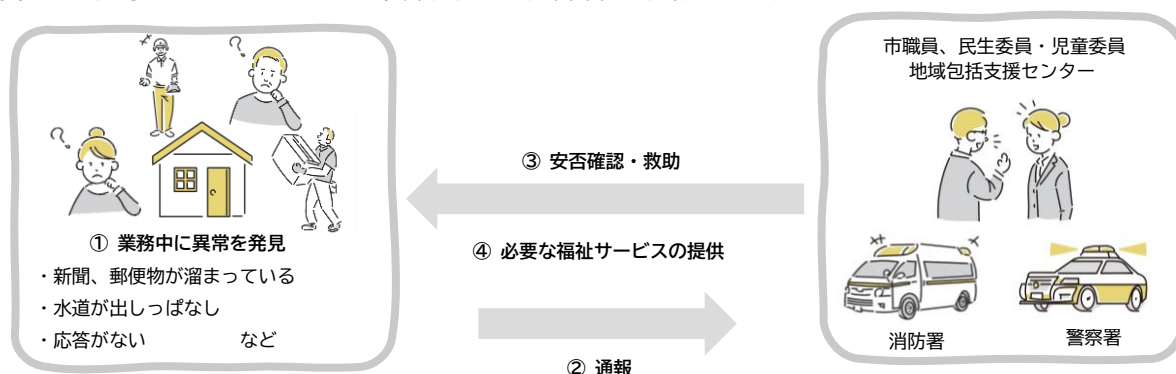
● 地域見守りネットワーク

市では、「地域見守りネットワーク」として、新聞販売店や宅配業者等の協定締結事業者が業務活動中に地域住民の異常を察知したときに、市・消防・警察へ通報し、受信者等が必要に応じて安否確認を行う取組みを実施しています。

また、民生委員・児童委員も、担当の区域において高齢者や障がいのある人への安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行っており、ポストに溜まったままの新聞や、同じ洗濯物が干されたままになっている等、安否が心配される状況を見かけたら、市へ連絡をお願いしています。

地域の事業者や住民の見守りによる通報件数の実績は、年間 100 件を超え、新聞配達員、民生委員・児童委員、介護事業者などあらゆる人から通報を受け付けています。

図 地域見守りネットワークによる異常発見から安否確認、支援までの流れ



● 災害時の共助の取組み

～自分たちのまちは、自分たちで守る～

私の地域では、災害時要援護者の支援者を探すのに苦労しています。

(地域住民)

我が国は地震大国ともいわれており、本市も大規模な震災に見舞われる恐れを否定することはできません。2024（令和6）年8月には、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されるなど、この地方でも地震に対する意識が高まったことは記憶に新しいところです。

大地震による被害を受けた場合は、東日本大震災や能登半島地震など、過去の事例からも行政の対応が行き届かず、救助や支援が滞ることが予測されます。1995（平成7）年1月の阪神・淡路大震災では、倒壊した建物から救出され、生き延びることができた人の約8割が家族や地域住民によって救助されており、大切な命を守るためにも、「自分たちのまちは、自分たちで守る」意識が重要です。

本市では、地域の防災力の強化に向け、住民同士の助け合いのさまざまな取組みを支援しています。

多くの地域で、区や町内会、自治会などを基本の単位とする「自主防災組織」が作られており、住民同士の助け合いにより、発災時に円滑に防災活動を行えることを目標に、防災マップの作成や防災訓練、危険な箇所の点検・確認などを実施しています。市ではこうした取組みに対し、防災倉庫の整備やヘルメットなどの資器材の貸与、地域の備えに対する補助金の交付、訓練の講師などの支援を行っています。

また、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人など、災害時に支援を必要とする人で申請があった人について、町内会を中心に、民生委員や地域の支援者などと連携し、情報を共有することで、いざという時にスムーズに避難できるようにするため、災害時要援護者支援制度を実施しています。

図 災害時要援護者支援制度のしくみイメージ



今後やるべきこと

- 高齢者だけでなく、子どもなども含めた地域見守り体制の強化
- 災害時の住民同士の助け合いのしくみの強化
- 災害時要援護者の把握や支援体制の整備

具体的な取組み

～施策3 地域の支え合いネットワークの推進～

1

民生委員・児童委員の活動支援

地域での見守り活動や生活支援活動を円滑に進めるため、民生委員・児童委員の活動の支援を行います。

- ・ 民生委員・児童委員の活動支援

2

見守り活動の強化

こどもの安全・安心の確保や、ひとり暮らし高齢者などの孤立死や虐待などを防ぐため、地域住民や学校、民間事業者、民生委員・児童委員、警察などと連携し、地域の見守り体制を強化します。

- ・ 春日井市地域見守りネットワークの推進
- ・ 行方不明になる恐れのある人への見守り支援

3

地域の防災力の強化

災害時に住民同士の助け合い活動が推進できるように、地域の防災体制やしくみを強化します。

- 自主防災組織の支援
- 災害時要援護者の避難支援
- 個別避難計画の策定の推進

進行管理の視点

- 民生委員・児童委員の活動支援が行われているか。
- 地域の見守り体制の強化に繋がるネットワークが構築できているか。
- 災害時に機能するしくみの強化が図られているか。

指 標		現状値	目 標
1	地域見守り活動に関する協定締結事業者数		
2	個別避難計画※の策定件数		

※個別避難計画：災害時の避難に支援が必要な災害時要援護者一人ひとりの「どこに避難するか」「誰が支援するか」等を記載した計画。

施策4 多様な社会参加の促進と居場所づくり

現 状

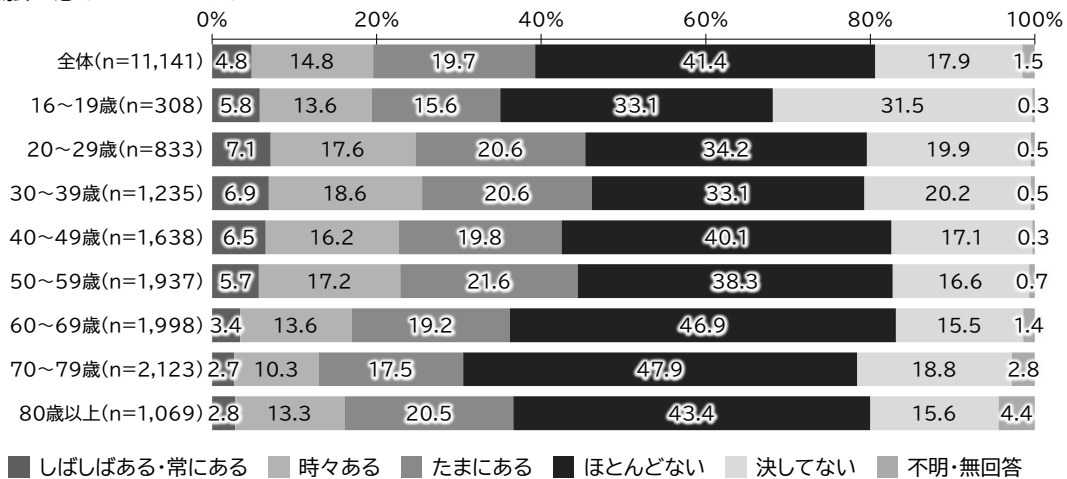
● 孤独・孤立の状況 ～孤独や孤立と覚えることができる人は4割程度～

孤独・孤立と死亡率との関係性を調べる調査では、社会的な交流のない人は、ある人に比べて早期死亡リスクが50%も高くなるといわれており、当事者の健康被害だけでなく、自殺・犯罪の誘因やごみ屋敷・8050問題などの社会問題を派生させています。

内閣府の調査によると、孤独感を覚えることが「しばしばある・常にある」と答える割合が20歳代～50歳代で高くなっています。また、全体で4割程度の人々が孤独を感じたことがあると回答しています。

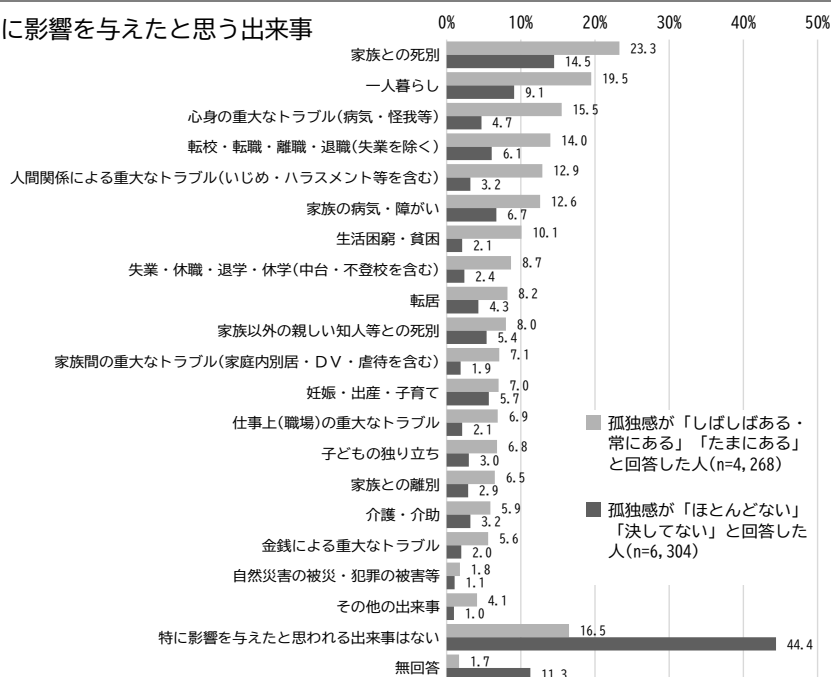
孤独感に影響を与えたと思う出来事は、「家族との死別」が23.3%、「一人暮らし」が19.5%、「心身の重大なトラブル」が15.5%となっており、原因は様々です。

図 孤独を感じたことがあるか



(出典：内閣府 令和5年度孤独・孤立の実態把握に関する全国調査)

図 孤独感に影響を与えたと思う出来事



(出典：内閣府 令和5年度孤独・孤立の実態把握に関する全国調査)

● 居場所づくりの取組み

市内では、ひきこもりの人の社会参加の支援に取り組んでいる事業者や団体も増えつつあります。また、市では、市社会福祉協議会や地域住民などと連携した居場所づくりの取組みを進めており、2024（令和6）年度からは、居場所づくりと就労支援を一体的に実施する取組みを開始しました。

コラム 居場所づくりのプロジェクトの取組み

働く場や相談など、ひきこもりの人を受け入れる体制をきょうかすれば、社会に出やすくなると思います。



（協議会委員）

市と市社会福祉協議会では、障がいのある人やひきこもりの人など、生活に生きづらさを抱えている人が、居場所と役割を持つことができるように、「居場所づくり」の試行的な取組みを進めています。

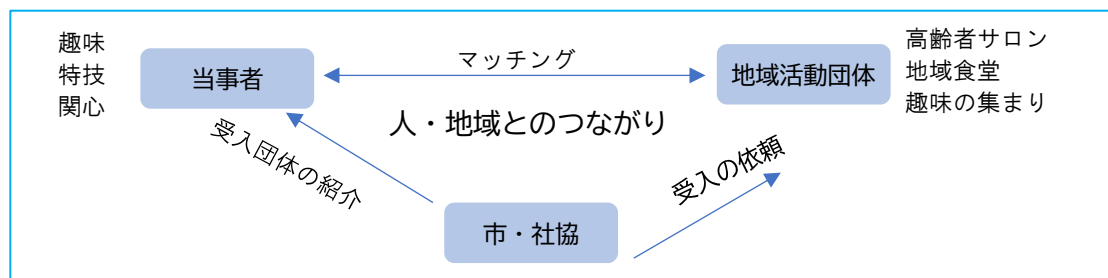
市内でひきこもりの人などの居場所づくりに取り組んでいる団体にヒアリングしたところ、取組みの継続には、場所・財源・人材が不可欠であることがわかりました。また、そうした居場所があっても、当事者が自ら参加することは難しい現状です。

そこで地域福祉コーディネーターの人的なネットワークを活用し、サロンや地域食堂などの既存の地域活動と対象者の人のマッチングに取り組むこととしました。

調理が得意な A さんは、地域食堂の協力により、市社会福祉協議会の職員が付き添って、スタッフとして月1回のペースで参加しています。また、ビーズアクセサリーが得意な B さんは、地域の作品展に出展したことをきっかけに、高齢者サロンなどでアクセサリー作りの講師をするようになりました。

これらの取組みを通じて、個別性の高い対象者のニーズに合った居場所や協力者を発掘することで、多様な社会参加の可能性を上げ、人と地域のつながりや社会参加を定着させるためには、伴走的な支援が欠かせないことがわかりました。

今後は、個々のニーズに対応した居場所を創出するとともに、地域の多様な主体が伴走者として参画し、自主的かつ持続するしくみづくりを進めていきます。



今後やるべきこと

- 安心できる居場所の確保
- 参加支援の取組みの推進
- 地域における包括的な支援体制の推進

具体的な取組み

～施策4 多様な社会参加の促進と居場所づくり～

1

地域福祉コーディネーターの機能強化

既存の地域活動では参加が困難な人や社会的孤立状態にある人が安心して参加できるよう支援を進めます。

- ・伴走支援の担い手づくりや発掘の推進

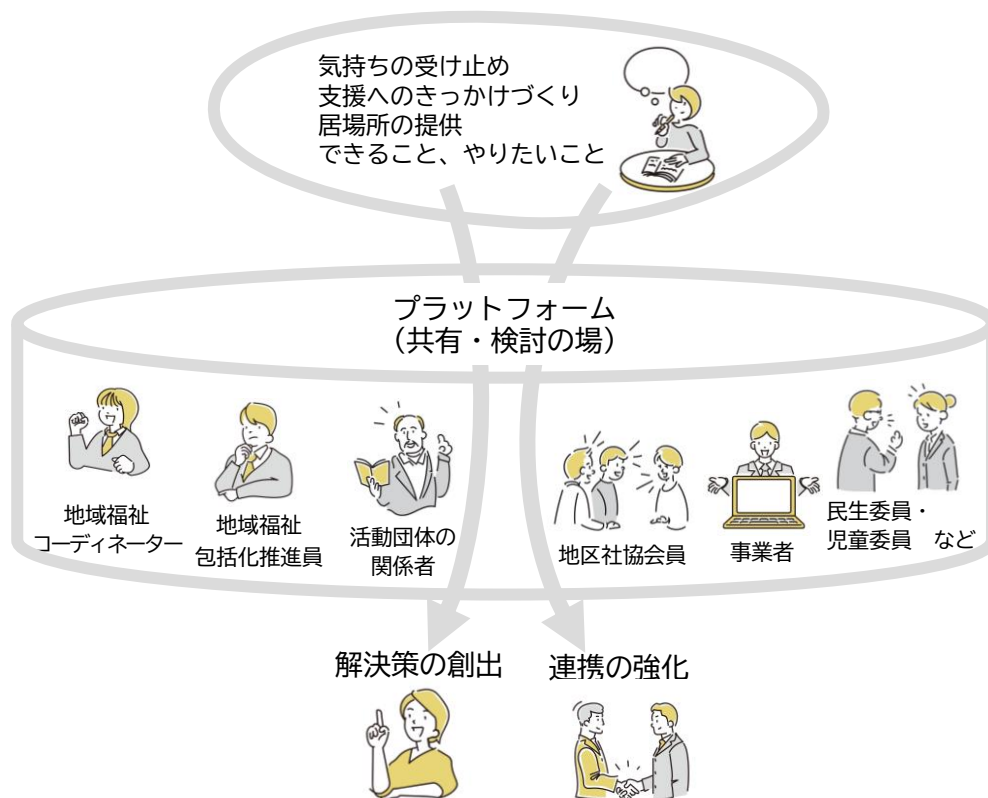
2

つながりづくりプラットフォームの構築

孤独・孤立の予防と解消をめざし、地域の多様な主体によるプラットフォームを設置します。

- ・地域住民や関係団体が参画するプラットフォームの設置

図 地域プラットフォームのイメージ



コラム 藤山台・岩成台のプラットフォームの取組み

本市では、内閣府の「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業」を活用し、モデル地区として藤山台・岩成台地区で、居場所づくりに取り組んでいる活動者や地区社協、民生委員・児童委員、社会福祉法人、NPO 法人、地域福祉コーディネーターなどが、官民連携によるプラットフォームの構築に取り組みました。

藤山台・岩成台プラットフォームのメンバー

居場所づくりの活動団体	UR 生活支援アドバイザー
まちづくり会社	社会福祉法人
コミュニティナース	地域福祉コーディネーター
地区社協	民生委員・児童委員
庁内関係課	地域福祉包括化推進員



プラットフォームでは、居場所づくり・地域づくりの視点から、それぞれの団体が地域でできることを話し合い、相談窓口一覧を掲載したリーフレットを作成し、相談支援機関や図書館、市の関係部署などに設置しました。また、当事者が想いや出来事を書き込んで誰かとのつながりを感じることができるノート「ぷらっと」を作成し、参加団体を中心に店舗など 11 か所に設置しました。

令和6年度も、モデル地区を選定し、市内全域にプラットフォームを拡げることをめざし、地域の特性に応じた取組みを推進していきます。

3

新たな場の創出

不登校やひきこもりなどの孤立状態にある人が安心して参加できる場と機会を創出します。

- ・ 社会参加ができる場・機会・役割創出

4

多様な就労機会の確保

働く意欲がありながらも、就労への不安がある人などが、就労に向けた準備や体験ができる場を充実させます。

- ・ 多様なニーズにあった就労準備支援
- ・ 中間的就労の場の提供

ひきこもりや不登校の問題を抱え、相談に来る方がたくさんいます。市と連携しながら就労支援していきたいです。



(協議会委員)

進行管理の視点

- 社会参加が難しい人が社会参加できるような支援が進められているか。
- プラットフォームにおいて、効果的な議論が進められ、課題解決に近づいているか。
- より多くの地域住民が就労することができる機会を提供できているか。

指 標		現状値	目 標
1	つながりづくりプラットフォームが 設置された件数		

施策5 当事者参加と相互理解の促進

現 状

● 認知症高齢者に対する支援の輪の広がり

認知症高齢者は増加傾向となっており、今後もこの傾向は続く見込みです。一方で、支援の輪も広がりつつあります。本市では認知症サポーターの養成や認知症カフェの登録など、認知症になっても住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができる地域づくりを推進しています。認知症サポーター養成講座の受講者数は延べ 23,000 人を超えており、認知症カフェも 30 か所を超えています。

認知症サポーター

認知症について正しい知識を持ち、認知症高齢者やその家族を地域で見守る市民。市で養成講座を開催。

オレンジプラスカフェ（認知症カフェ）

認知症のある人やその家族、地域住民の誰もが気軽に集い、相互交流、情報交換などを行うことができるカフェ。
令和6年8月時点で市内に38か所。

家族介護者支援センター

介護相談や関係機関のコーディネート、認知症カフェの運営支援を行う機関。
令和6年8月時点で市内に1か所。

コ ラ ム 認知症当事者の集まりの場

春日井市の総人口に占める高齢者の割合は4人に約1人ですが、私が担当する地域では、約3人に1人となっており、地域全体が認知症を身近な問題・我が事だと強く捉えています。

サロンなど地域の集まりの参加者にも、年々、認知症状のある人が増えており、活動の開催日時を忘れてしまったり、参加申し込みしたことを忘れてしまうことがあります。開催日の数日前から声掛けを行ったり、当日にお迎えに行くなどの対応により、継続して参加できる運営がされています。当事者の中には、「家に帰れるか不安」、「周りの反応が変わってしまったらどうしよう」などの不安を感じている人もいますが、仲間の声掛けや特別扱いしない対応により、「今日も変わらず行く場所があるのはありがたい」、「自分の話ができて嬉しい」などサロンの活動が当事者の安心に繋がっています。

地域包括支援センターでは、「認知症になっても暮らし続けられるまちづくり」を拡げるため、地域住民に向けて認知症に関する勉強会を実施し、認知症の理解が進むような働きかけを行っています。

活動団体の人からは、「認知症はみんながたどる道。やれることはやっていきたい」、「認知症だから差別することなく、分け隔てなく参加してもらっている」などの声があり、認知症を抱える人を理解し、支えることができる体制が進みつつあります。

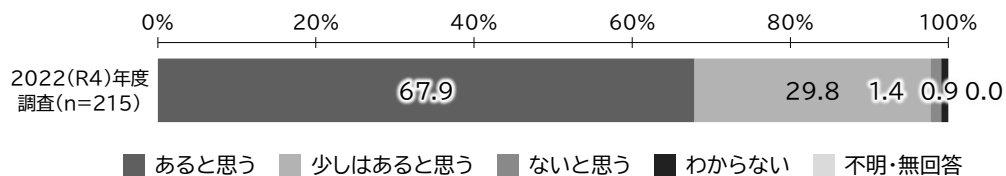
（地域包括支援センター高森台・石尾台 前田さん）

● 障がい理由とする差別や偏見があると思う人が 67.9%

市民へのアンケート結果によると、依然として6割以上の方が差別を感じています。

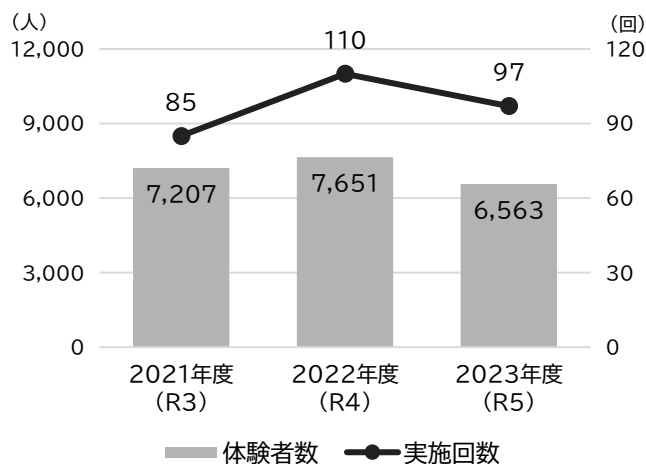
市社会福祉協議会では、福祉共育※に取り組み、児童・生徒が高齢者や障がいのある人の生活の不安や悩みを知るとともに、いきいきと暮らしている人との交流を通じて学び合いながら、高齢者や障がいのある人などへの理解と福祉意識を高めることをめざしています。

図 障がいに対する差別や偏見の有無



(出典：障がい者総合福祉計画アンケート調査)

図 市社会福祉協議会の福祉共育の取組み（体験授業）



(出典：春日井市社会福祉協議会調べ)

福祉共育の取組み（体験授業）

- 車椅子
- 手話
- 要点筆記
- 点字
- 盲導犬
- ガイドヘルプ
- シルバー疑似
- 知的障がいに関する講義
- 視覚障がい当事者講話
- 認知症の理解

障がいのある人の関わり方がわからないという声をよく聞きます。

(地域福祉コーディネーター)

今後やるべきこと

- 高齢者や認知症に対する正しい理解の促進
- 障がいのある人への偏見や差別の解消
- 当事者の想いが伝わる機会の提供



障がいのある人が気軽に集まったり、地域の人と交流する場が少なく感じています。

(地域福祉コーディネーター)

※福祉共育：「教える」「教わる」の関係の「教育」だけでなく、大人も子どもも、地域住民が共に学びあい、共に育ちあうこと。

具体的な取組み

～施策5 当事者参加と相互理解の促進～

1

当事者の想いを発信する取組みの推進

認知症や障がいのある人が自らの経験や日常生活での想いを発信する取組みを推進します。

- ・当事者同士の意見交換の機会を創出
- ・当事者の想いを発信する場を創出



精神保健福祉ボランティアグループ「かたつむり」

精神保健福祉ボランティアグループ「かたつむり」では、こころの病をもった人々の居場所づくりとして、「かたつむりの里」と「語り場」を運営しています。

「かたつむりの里」では、当事者が気軽に過ごせる居場所を提供しており、おしゃべりやゲーム、季節の行事等で交流を楽しんでいます。参加者の中には、10年以上継続して参加している人もおり、今では、新たな参加者と積極的にコミュニケーションをとる姿も見られます。

「語り場」は、日頃の疑問や困りごと等をテーマにして、当事者同士で意見を出し合う、ディスカッションの場となっています。

今後も、「いつでも帰ってくることのできる、いつまでも変わらない居場所」としての役割を継続できるように、これから心がけていきます。



(精神保健福祉ボランティアグループ「かたつむり」 浅井さん)

2

福祉共育の推進

お互いを尊重し、支え合いながら安心して暮らすことができる地域をつくるための人材の発掘・育成をめざし、学校や地域における福祉共育を推進します。

- ・学校や地域における福祉体験学習の推進

3

周知・啓発活動の推進等

多様な機会や場を活用して、認知症や障がいの理解促進、再犯防止に関する幅広い情報を周知・啓発します。

- ・認知症や障がいについての理解促進に向けた啓発

進行管理の視点

- 当事者発信の場が継続的に運営できるしくみづくりがされているか。
- より多くの地域住民が、福祉共育活動に参加し、理解を進められているか。
- 認知症、障がい、再犯防止等、多様な情報を発信する機会を創出しているか。

指 標		現状値	目 標
1	障がいのある人に対する差別、偏見を感じる人の割合		
2	認知症サポーター養成講座の受講者数		

施策6 包括的な相談支援体制の強化

現 状

● 各分野の相談支援体制は充実

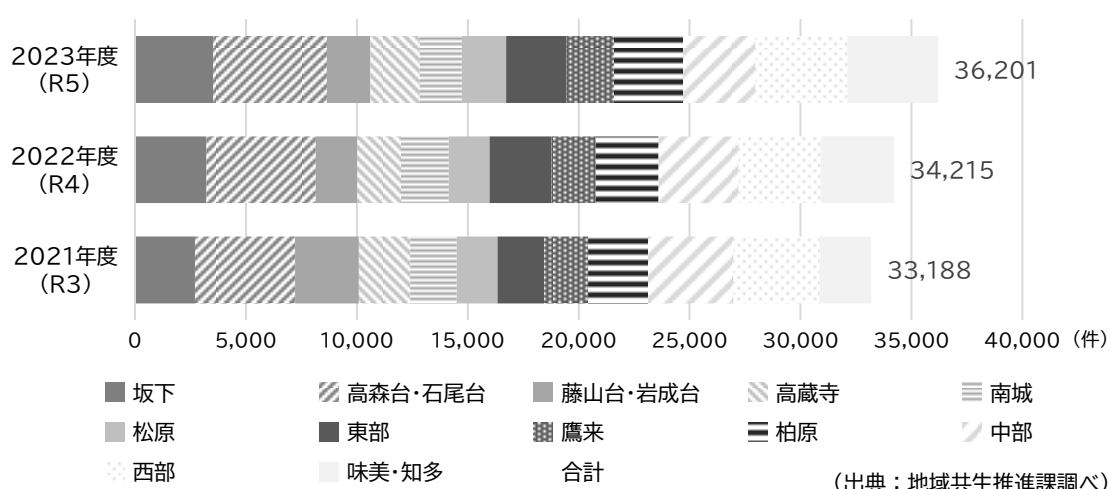
■ 高齢者の相談

高齢者の相談は、主に地域包括支援センターが担っています。

市内の地域包括支援センターへの相談件数は 2021（令和3）年度以降、年々増加傾向であり、2023（令和5）年度は、36,201 件の相談を受け付けました。

相談内容は、介護保険に関することが半数以上を占めています。

図 各地域包括支援センターへの相談件数の推移



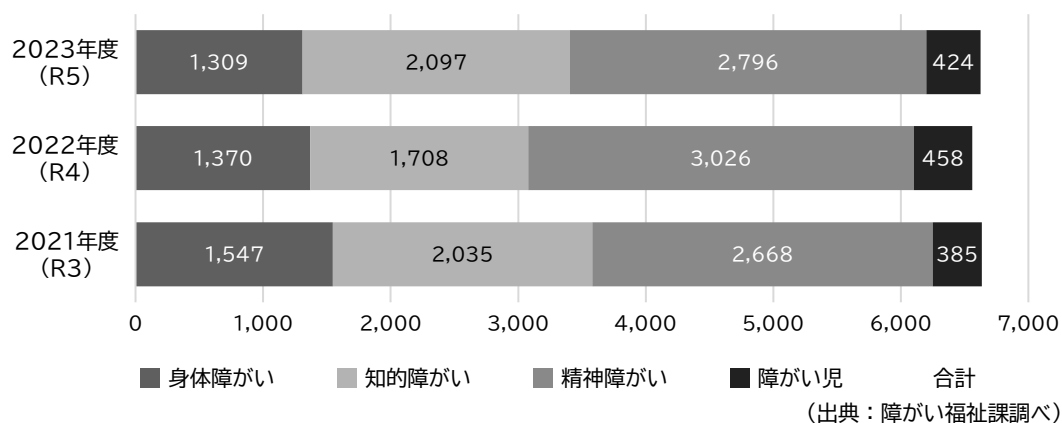
■ 障がいのある人の相談

障がいのある人の相談は、主に障がい者生活支援センターが担っています。

市内の障がい者生活支援センターへの相談件数は 2021（令和3）年度以降、ほぼ横ばいで推移しており、2023（令和5）年度は、6,626 件の相談を受け付けました。

相談内容は、福祉サービスの利用や健康、医療に関することが多くなっています。

図 障がい者生活支援センターへの相談件数の推移

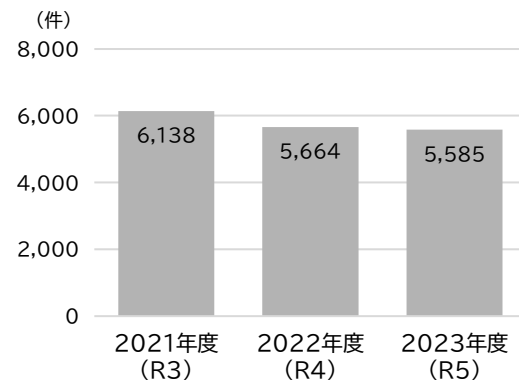


■ こども・子育てについての相談

こども・子育てについての相談は、こども家庭センターや市内の子育て支援・教育施設、市民相談コーナー等で実施しています。相談件数は2021（令和3）年度以降、減少傾向にあり、2023（令和5）年度では5,585件の相談を受け付けました。

相談内容は、児童虐待に関することや家庭児童に関することが多くなっています。こども家庭センターでは妊産婦、乳幼児に関する相談や健康相談、乳幼児健康相談も受け付けています。

図 こども分野の相談件数の推移



（出典：こども家庭支援課調べ）

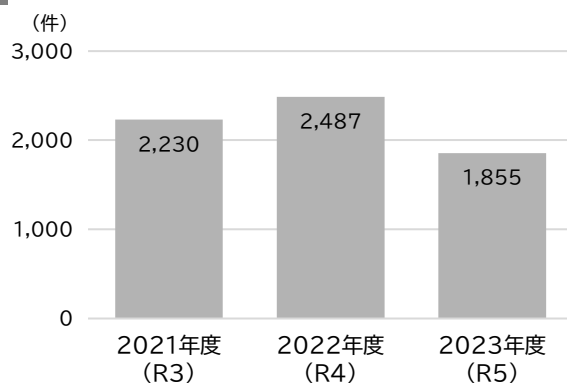
■ 困窮についての相談

困窮についての相談は、主に自立支援相談コーナーが担っています。

相談件数は2022（令和4）年度から2023（令和5）年度にかけ、632件減少しており、2023（令和5）年度では、1,855件の相談を受け付けました。

相談内容は、収入、生活費に関する相談や仕事探し、就職に関することが多くなっています。

図 自立支援相談コーナーへの相談件数の推移



（出典：地域共生推進課調べ）

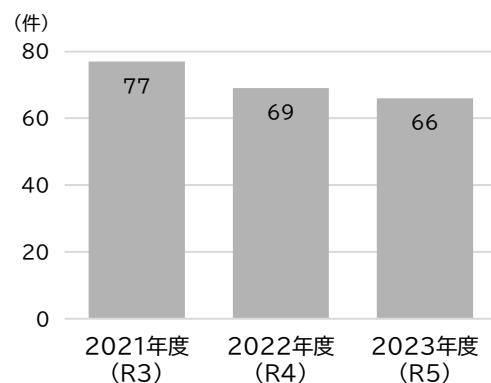
■ 外国人の相談

外国人の相談は、主に市民相談センターが担っています。

相談件数は2021（令和3）年度以降、年々減少傾向にあり、2023（令和5）年度は、66件の相談を受け付けました。

相談内容は、年金・税金に関することや医療に関することが多くなっています。

図 外国人の相談件数の推移



（出典：市民相談コーナー調べ）

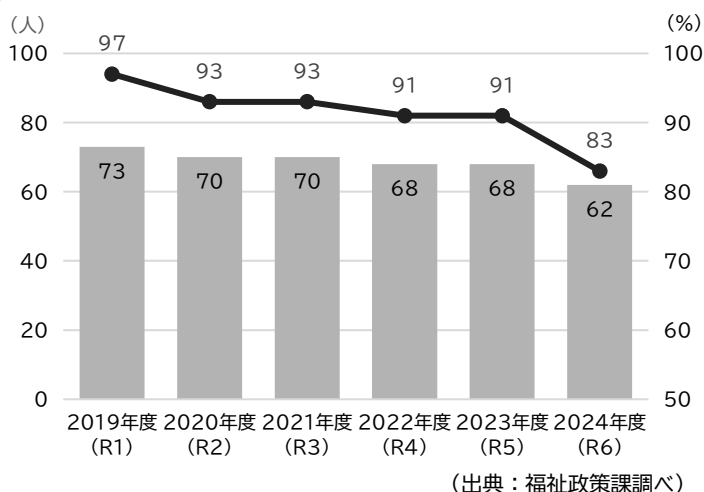
● 更生保護活動の状況

保護司は、月に2～3回程度、保護観察対象者と面接を行い、保護観察中の指導や就労の援助、本人の悩みに対する相談等を行っています。本市では、総合福祉センターに更生保護サポートセンターを設置し、保護観察対象者との面談会場としても活用していますが、総合福祉センターから遠い地区の面談会場の確保が難しい状況です。

また、当市の保護司の人数は、令和元年度以降減少傾向が続いており、国で定める定員と比較する充足率も2024（令和6）年度で83%となっています。さらに高齢化も顕著であり、保護司の安定的な確保が困難となっています。

犯罪や非行をした人の中には、高齢の人や障がいのある人など福祉的支援が必要な人もおり、保護司が対応を難しく感じることもあることから、福祉的支援が必要な人に対する関わり方や支援を行う窓口の情報などを提供する必要があります。

図 保護司の人数及び充足率の推移



障がいのある人や子どもなど、支援の対象が幅広くそれぞれへの配慮に苦心しています。



（保護司）

● 保護観察終了者の一定数は帰住先及び就労先がない状況

保護観察終了時に帰住先がない人や就労先がない人は、一定数いる状況になっています。

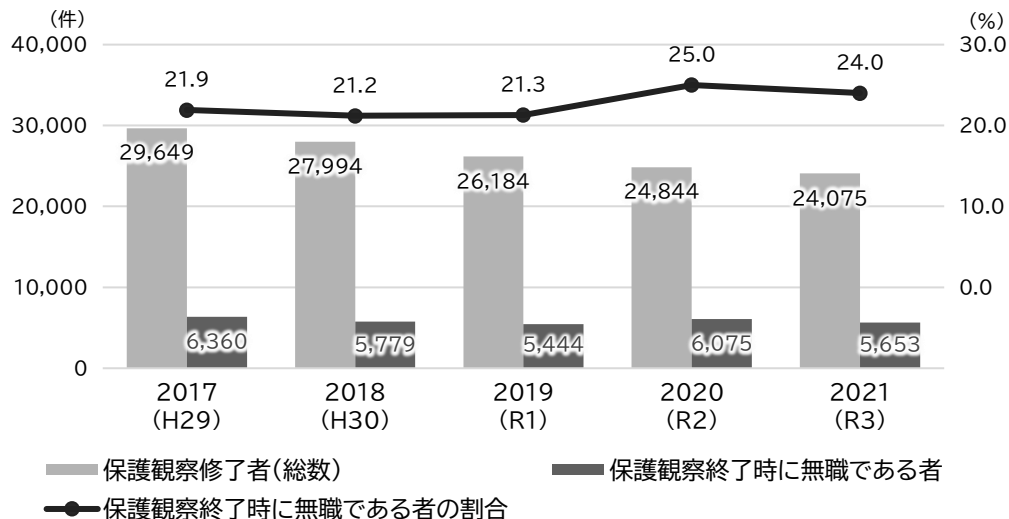
再犯防止推進白書の調査によると、2021（令和3）年度では、16%の人が刑務所出所時に帰住先がない、24%の人が保護観察終了時に無職であるとされています。

図 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合の推移



（出典：法務省調査）

図 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合の推移



(出典：法務省調査)

コラム 協力雇用主会による社会復帰の支援

犯罪や非行をした人（刑務所出所者等）の自立及び社会復帰を支援するため、犯罪や非行をした人を雇用する協力雇用主会の活動が進められています。本市の雇用主会には、42件の事業者の登録があります。（令和6年4月現在）

「この会社に入社して」

私がA社にお世話になり、はやくも5年が経ちました。

私は19歳の時に非行を犯して少年院に入ることになりました。20歳の時に出院しましたが、その時、少年院の先生に、いくつかの協力雇用主会の企業の紹介を受けました。その中で、A社の作業内容が自分に合っていると思い、面接を受け入社を許可されました。

最初は早く仕事を覚えなければというプレッシャーから、焦ってミスをして先輩方に迷惑をかけ、つらい思いをしたことも何度かありました。その度に、先輩方が時に厳しく、時に優しく指導をしてくださり、なんとか乗り切ることができました。

5年間を経て、私にも後輩ができました。今は、後輩から頼られる立場になりつつあります。少しずつですが、人から頼られ信用されるようになったことをうれしく思います。

あらためて、A社に入社できて良かったです。この会社に入って多くのことを学びました。この5年間が無駄にならぬよう、仕事やプライベートを充実させていきます。

協力雇用主会の一員であるA社（仮称）で働いている若者から寄せられた文章

今後やるべきこと

- 支援を必要とする人や支援を拒否する人（セルフネグレクト）を早期発見し、つなぐる体制づくり
- 各分野の相談支援機関の情報共有の推進、連携を支援
- 各分野の相談支援機関が分野を越えた視点を持ち、世帯の課題を把握する機能の強化
- 再犯を防止する環境づくり

具体的な取り組み

～施策6 包括的な相談支援体制の強化～

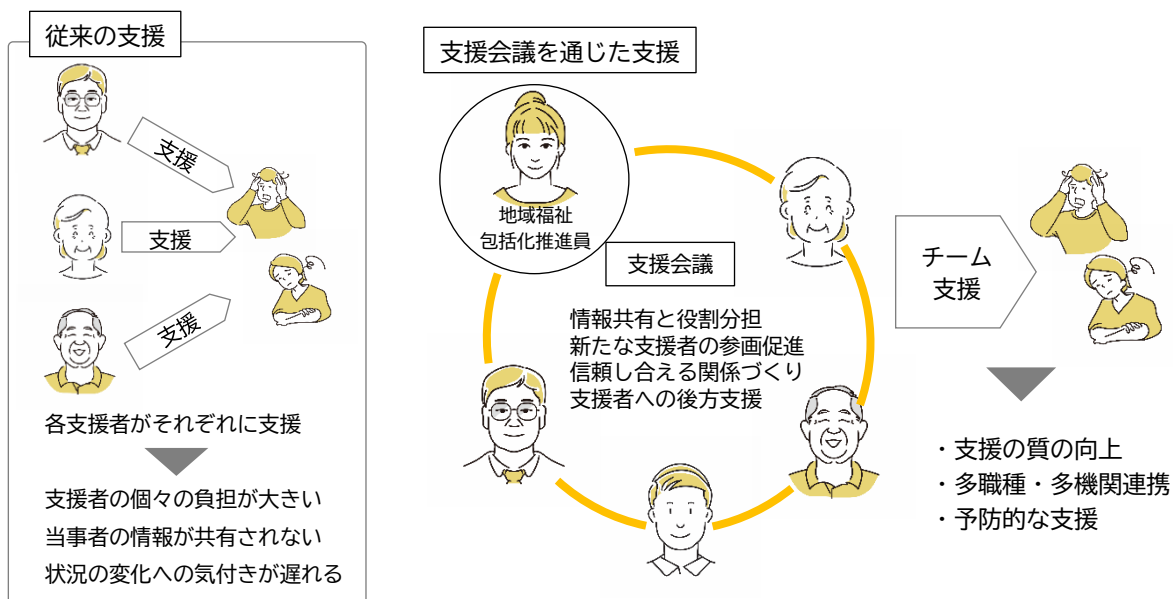
1

支援会議の推進

個々の事案に関する情報の共有、複合課題の解決、予防的な支援体制の構築を推進します。

- ・ 支援会議の積極的な情報共有の推進
- ・ 多職種・多機関連携の促進

図 支援会議のイメージ



2

多分野の相談支援機関の連携強化

多様化・複雑化する地域生活課題に迅速かつ包括的に対応するため、多分野の相談支援機関の連携を強化します。

- ・地域支援研究会※の運営と多分野の専門職合同研修会の実施
- ・総合的な福祉拠点の整備（相談支援窓口の連携強化）

他の分野の専門職との研修は連携のきっかけとなるよい機会になりました。



（協議会委員）

3

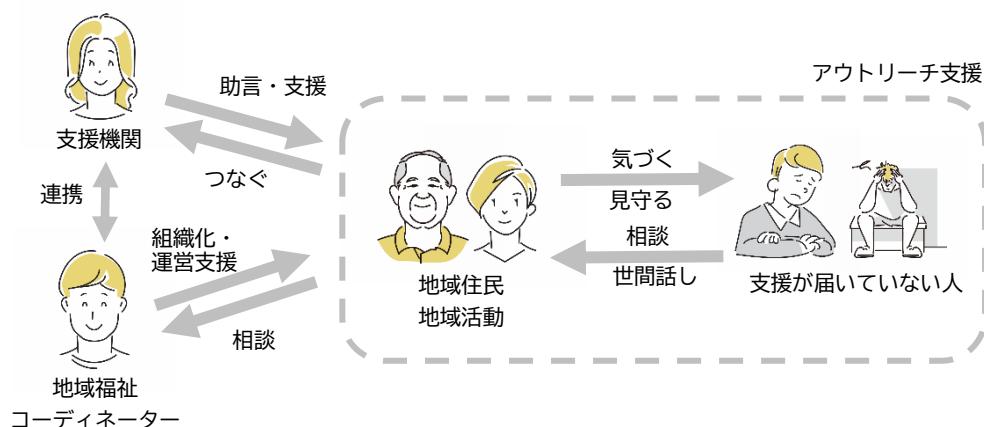
支援機関と地域福祉コーディネーターとの連携・協働

相談支援機関と地域福祉コーディネーターの連携により、地域の居場所づくりを推進し、相談支援体制や見守り体制を強化します。

- ・潜在的な生活課題を抱えている人へアウトリーチ支援※

図 アウトリーチ支援のイメージ

必要な情報や支援が届いていない人にアプローチし、支援機関などにつなぎ、つなぎ戻す



4

更生保護活動の支援

保護区保護司会、更生保護女性会などの各種団体の更生保護活動を支援します。

- ・更生保護活動がしやすい環境の整備
- ・保護観察対象者との面談会場の確保
- ・社会を明るくする運動の推進

※地域支援研究会：地域支援に求められる知見・技能を育成する研修プログラムを開発するために、市内の官民の実務者が分野横断的に集結し、構成されるもの。

※アウトリーチ支援：必要な助けが届いていない人に支援機関などからアプローチして支援を行うこと。

5

社会復帰に向けた多様な支援の確保

社会復帰に際し、対象者に応じた適切な支援を提供できるように、多様な支援の確保を進めます。

- ・生活基盤の安定に向けた、就労や日常生活の支援
- ・入居を拒まない民間賃貸住宅の供給の検討や、住まい確保の支援

図 包括的な支援体制を構築する場・ネットワークとの関係性



進行管理の視点

- 多様化・複雑化する課題に包括的に対応するために、多機関の円滑な連携が図られているか。
- 潜在的な困りごとや生活課題を抱える地域住民を発見するための取組みやしくみづくりが進められているか。
- 支援者を支援するネットワークや取組みが進められているか。

指標	現状値	目標
1 多分野の専門職合同研修会の修了者数		

施策7 総合的な権利擁護支援の推進

現 状

● 成年後見制度の概要

成年後見制度は、精神上の障がいにより判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な人について、本人の権利を擁護するために選任された援助者により、本人を法律的に支援する制度です。我が国の成年後見制度の利用者数は、いずれの制度も増加傾向になっています。

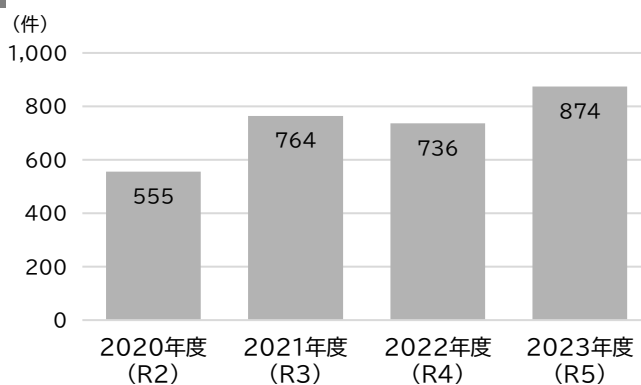
表 成年後見制度の概要

区 分	概 要	後見開始の申し立てることができる人
法定後見制度	本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が本人を法律的に支援する制度。本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度がある。	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など
任意後見制度	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる者や将来その者に委任する事務（本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務）の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる者

● 高齢者・障がい者権利擁護センターの状況

高齢者・障がい者権利擁護センター（以下「権利擁護センター」という。）は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく中核機関です。認知症や障がいなどにより自分で十分な判断ができない人の権利や財産を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用につなげるなど、総合的な権利擁護支援を行っています。

図 成年後見制度に関する相談件数の推移



【権利擁護センターの業務内容】

- ・ 市民後見人候補者の養成研修の開催
- ・ 市民後見人の受任者への定期的な面談や契約などの手続き時の同行支援
- ・ 成年後見制度の理解促進や普及・啓発

団塊の世代が後期高齢者となることで、認知症高齢者が増加するなど（いわゆる 2025年問題）、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズはさらに増大する見込みであり、今後、権利擁護センターの役割が重要になることが予想されます。

● 市民後見人の状況

2016（平成28）年度から市民後見人養成研修を開始し、現在、44人の市民が養成研修を修了しています。そのうち34人が市民後見人登録し、実際に17人が後見人として活動しており、徐々に増加しています。

● 日常生活自立支援事業の状況

権利擁護センターでは、市社会福祉協議会の自主事業として、認知症の人や知的障がいのある人など自分一人で契約などの判断することが不安な人が、地域で安心して暮らすことができるようにするため、福祉サービスの利用援助や日常生活における金銭管理、重要な書類等の預かりサービスを行っており、令和5年度は46件の利用があります。

この取組みは、市民後見人候補者の研修を修了した人が利用者の支援に協力しており、その経験が市民後見人としての活躍の礎となっています。

また、この取組みの利用者は、将来的に成年後見制度を活用する必要性も見込まれることから、制度について、利用者への情報提供や見守り支援を行い、必要なタイミングでスムーズに利用できる体制となっています。

● 終活サポートの取組み

「終活」は、「人生の終わりに向けた準備」と捉えられることもありますが、自分らしく生きる「これから」を考える活動です。限りある時間を最期まで自分らしく生きるために、権利擁護センターでは、相続や遺言、葬儀、身の回りの家財の処分など、相談内容に応じて、市に登録している終活支援のノウハウを持つ法律の専門家や民間事業者を紹介しています。

● 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

本市では、成年後見制度の利用促進と当事者の権利擁護の推進を図るため、令和2年度から「春日井市権利擁護連絡会議」を設置し、地域における権利擁護支援のネットワークづくりに取り組んでいます。

今後やるべきこと

- 様々な分野における権利擁護支援と成年後見制度の理解促進
- 支援に関わる担い手の育成や支援者の資質向上
- 当事者を中心とした意思決定支援や成年後見制度の利用促進
- 中核機関としての機能強化

身寄りのない人の入院の保証はどうすればいいのでしょうか？



（協議会委員）

具体的な取組み

～施策7 総合的な権利擁護支援の推進～

1

総合的な権利擁護支援

総合的な権利擁護支援を推進するため、成年後見制度以外の権利擁護支援策や終活支援の充実を図ります。また、身寄りのない人等への支援や法人後見の確保に向けた検討を行います。

- ・日常生活自立支援事業や終活サポート事業の充実
- ・身寄りがいない人への支援のあり方の検討
- ・法人後見の担い手の育成に向けた検討

2

成年後見制度の運用改善

市民後見人の育成・支援や成年後見制度利用支援事業を推進し、成年後見制度の利用を促進します。

- ・成年後見制度の啓発と制度理解の促進
- ・成年後見制度利用支援事業の利用促進
- ・市民後見人の担い手の育成と活動支援

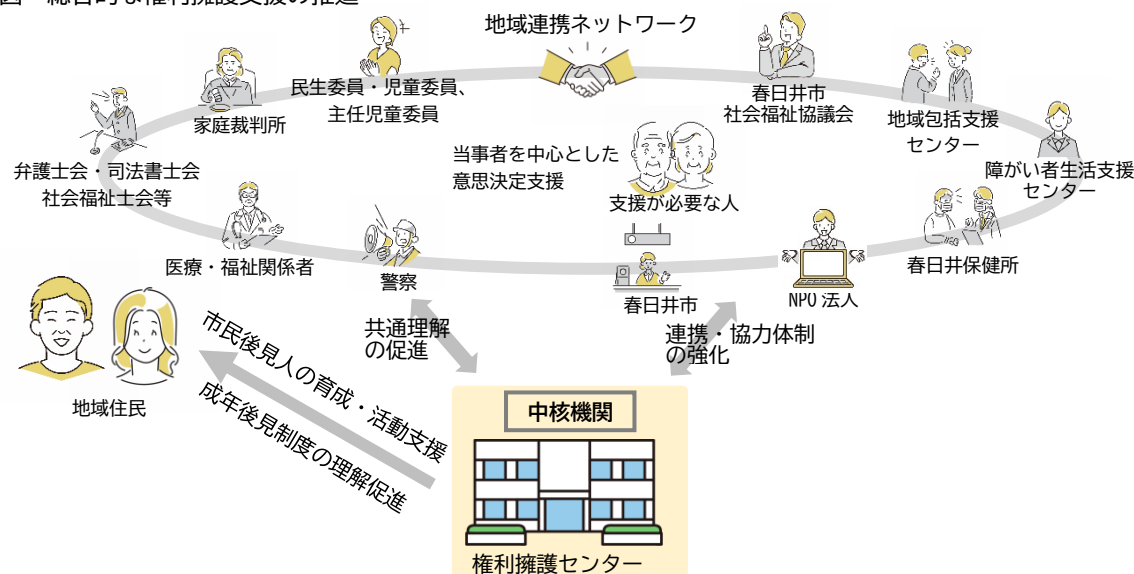
3

権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進

地域連携ネットワークを推進するため、中核機関※の周知と権利擁護支援の理解を図り、地域の多様な主体が参画する連携・協力体制を構築します。

- ・権利擁護センターの機能強化
- ・専門職や支援者および市民への普及啓発

図 総合的な権利擁護支援の推進



※中核機関：成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、専門職による専門的助言等の支援の確保や、地域連携ネットワークのコーディネートを担当する中核的な機関。

進行管理の視点

- 身寄りのない人への対応や法人後見制度の利用促進についての検討が進められているか。
- 権利擁護センターの機能強化が図られているか。
- 地域連携ネットワークにより、権利擁護支援の推進や制度の利用促進に向けて進められているか。

指 標		現状値	目 標
1	成年後見人等の選任件数		
2	市民後見人登録者数		

施策8 地域共生社会の実現に向けた福祉政策の総合的な推進

現 状

● 本市の福祉施策の推進体制

本市では、地域共生社会の実現に向け、包括的な支援を推進する体制を強化するため、令和6年度から地域福祉課を再編し、福祉施策の企画や調整など政策立案を担う福祉政策課と、相談支援の現場や地域福祉の体制整備を担う地域共生推進課を設置しました。これにより、地域福祉分野においては、政策立案部門と現場部門の役割分担が明確になり、「いのちと生活を守る」ための組織体制が整えられました。

一方で、高齢者の介護・福祉サービスに関することは介護・高齢福祉課が、障がい児・者の福祉サービスは障がい福祉課がそれぞれ所管しており、制度・対象者別の組織体制となっています。

● 地域共生プランの策定体制と進行管理

本計画の策定にあたっては、福祉政策課と地域共生推進課、市社会福祉協議会の3者が協働で計画案を策定し、地域福祉計画推進協議会において協議を重ねてきました。

地域住民や支援者、支援を必要とする人などの声なき声や切実な願いを反映することを意識しており、地域福祉コーディネーターからのヒアリングを実施したほか、福祉現場の最前線で総合相談と体制整備を担当する地域共生推進課や市社会福祉協議会、障がい者生活支援センターのスタッフやこども家庭センターの統括支援員が対話と議論を重ね、それぞれの考え方と意見について、福祉政策課が俯瞰的に整理し、施策に転換する作業に取り組みました。

この作業の過程において、政策立案部門と福祉相談部門の両者が共通の認識と目的に向かって、お互いの立場を理解・尊重しながら合意形成を図るプロセスの重要性が再認識されたところです。

● プロジェクト活動の状況

本市と市社会福祉協議会は、地域生活課題の解決に向け、試行的なプロジェクト活動に取り組んでいるところです。居場所づくりの取組み（P●参照）のように、一定の成果があったものもありますが、支援ニーズと地域の協力体制の構築までに至らずに、進捗していない事例もあります。

● 市社会福祉協議会の状況

市社会福祉協議会は、昭和54年に法人格を取得した、地域福祉の推進を目的する中核組織であり、自主性と公共性を有する民間組織です。市民を始め民生委員、社会福祉事業関係者、保健、医療、教育機関等の参加、協力のもと、地域の多様な主体と連携・協働し、地域の支え合い活動の推進と地域活動の活性化を図り、住み慣れたまちで安心して生活できる地域共生社会の実現をめざしています。

今後やるべきこと

- 福祉政策課と地域共生推進課、市社会福祉協議会の連携
- 地域共生社会の実現に向けた行政計画の整理
- 試行的なプロジェクト活動の推進
- 社会福祉協議会の基盤強化

具体的な取組み

～施策8 地域共生社会の実現に向けた福祉政策の総合的な推進～

1

福祉政策課と地域共生推進課、市社会福祉協議会の連携

地域共生社会の実現に向け、各組織の得意分野を活かした連携体制を構築します。

- ・定期的な情報交換（三者会議）の実施
- ・合同研修の実施

2

総合福祉計画策定に向けた準備

本計画と高齢者総合福祉計画、障がい者総合福祉計画の統合に向けた準備を進めます。

- ・効果的かつ多様な意見集約の方法の検討
- ・策定体制の検討

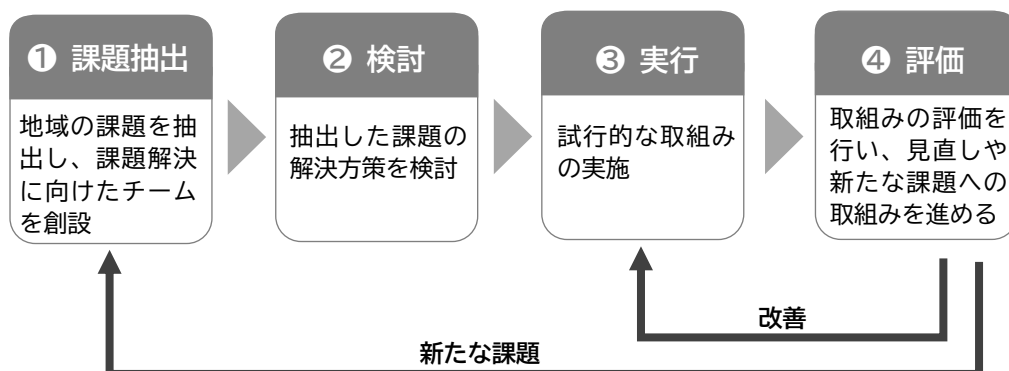
3

試行的なプロジェクト活動の推進

本市と市社会福祉協議会が協働で地域の課題や問題を抽出し、関連する団体や個人との連携により、課題解決に向けた試行的なプロジェクト活動を推進します。

- ・プロジェクト活動の推進

図 プロジェクト活動のイメージ



4

市社会福祉協議会の基盤強化

地域の支え合い活動の推進に向け、市社会福祉協議会の民間事業者との連携の強化を図ります。

- ・市社会福祉協議会の民間事業者の連携促進

進行管理の視点

- 福祉政策課と地域共生推進課、市社会福祉協議会の連携が図られているか。
- 総合福祉計画策定に向けた準備が進められているか。
- 試行的なプロジェクト活動が推進されているか。

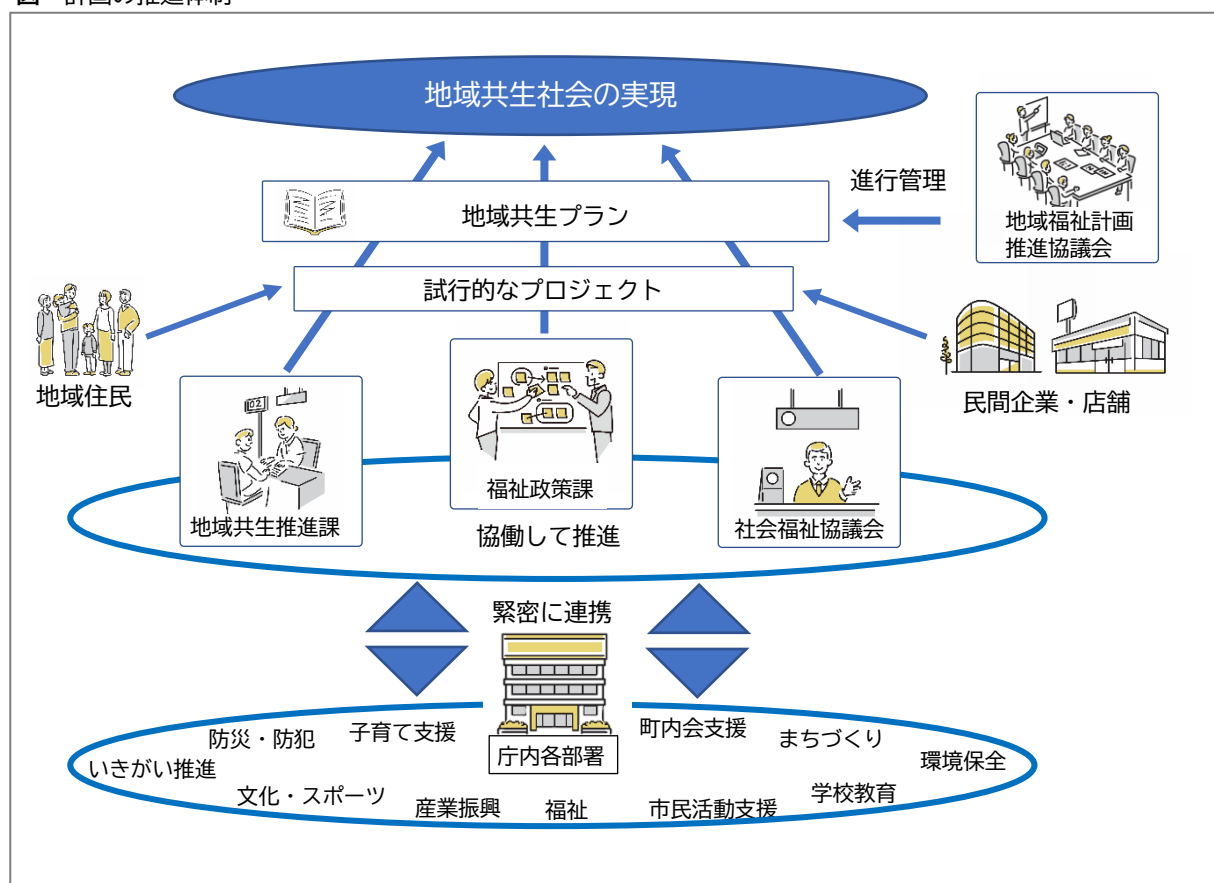
第5章 計画の推進

1 | 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、地区社会福祉協議会、区・町内会・自治会、老人クラブ※、民生委員、ボランティア、市民公募などの委員から構成される「地域福祉計画推進協議会※」を定期的に関催し、「PDCA サイクル※」による進捗状況の管理、評価などを行います。また、協議会の事務局として、市福祉政策課と市地域共生推進課、市社会福祉協議会が連携しながら、計画を一体的に推進します。

複合的な地域の生活課題等に対応する包括的な支援を行うため、健康福祉部局のほか、まちづくり、子ども、教育委員会など、幅広い関係部局に社会福祉協議会を加えたプロジェクトチーム等を設置し、庁内連携による推進体制を構築します。

図 計画の推進体制



※老人クラブ：地域を基盤とする高齢者の自主的な組織。高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動や、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動を行う。会員の年齢は60歳以上とされているが、60歳未満の加入が妨げられることはない。

※地域福祉計画推進協議会：地域福祉計画の策定及びその他計画に関する事項について協議する合議体。

※PDCA：Plan（計画）、Do（実行）、Check（検証）、Action（改善）の頭文字をとった言葉で、事業活動を円滑に進めるための業務プロセスの一つ。